

姫路市農村環境計画

【改訂版】

平成 28 年 3 月

姫 路 市

目 次

1. 姫路市農村環境計画の概要	
1. 1 計画の位置付け	1
1. 2 計画改訂の趣旨	2
1. 3 計画改訂の概要	3
(1) 改訂の視点	3
(2) 改訂の体制	3
2. 基本構想	
2. 1 農村環境の将来像	4
2. 2 将来像の実現に向けた環境保全の基本方針	5
(1) 自然と共生する環境づくり	6
(2) 個性と魅力あふれる生活環境づくり	6
(3) 豊かな恵みを育む生産環境づくり	6
2. 3 環境保全の基本方針に基づく配慮事項	7
(1) 自然と共生する環境づくり	7
(2) 個性と魅力あふれる生活環境づくり	8
(3) 豊かな恵みを育む生産環境づくり	9
3. 広域的環境配慮方針	
3. 1 エリア区分	11
3. 2 エリア別環境配慮方針	14
(1) 水辺エリアの環境配慮方針	14
(2) 農地エリアの環境配慮方針	19
(3) 里山エリアの環境配慮方針	22
(4) 集落エリアの環境配慮方針	24
4. 地域別環境配慮方針	
4. 1 地域区分	27
4. 2 地域別環境配慮方針	28
(1) 姫路東部地域	28
(2) 姫路西部地域	33
(3) 夢前地域	38
(4) 香寺地域	43
(5) 安富地域	48
5. 計画の推進に向けて	
5. 1 農村環境計画の推進体制	52
(1) 行政内における計画の推進体制	52
(2) 地域住民の理解・協力	52
(3) 担い手の確保	53
(4) 計画の周知	53
(5) 農村環境計画の見直し	54
5. 2 環境との調和に配慮した農業農村整備事業の進め方	54
参考. 策定委員会及び地域集会の開催	57

1. 姫路市農村環境計画の概要

1. 1 計画の位置付け

これまでの農業・農村は、食料生産の場としての「生産環境」と地域住民の住環境や交流の場としての「社会環境」が重視されてきた。しかし、近年では、多様な環境問題の顕在化により「自然環境」が注目され、これらの環境要素は農業・農村にとって欠かすことのできないものとなっている。これらのバランスを崩した整備を推進することは、農業・農村の有する多面的機能を損ない、中長期的な視点からみると、地域の存立を危うくすることにつながる。このため、今後の農業・農村を考えるうえで、これまで特に軽視されがちであった「自然環境」に配慮し、3つの環境のバランスを考慮した方向を提示していく必要がある。

姫路市農村環境計画は、環境と調和した農業農村整備事業を推進していくための指針となるものである。このため、農業農村整備事業が行われる農業振興地域やそれに類する地域（農業振興地域に隣接する里山やため池、河川等）が主な計画対象区域となる。市街化区域に内在する農地や農業用施設、ため池等についても、当計画に示す環境配慮方針に基づく事業を展開していく。

今後の農業農村整備の実施にあたっては、本計画に基づく環境配慮方策を展開していくこととなる。個別事業にあたっては、地域住民の合意形成を図り、整備後の維持管理体制を築きながら、事業を進めていく。

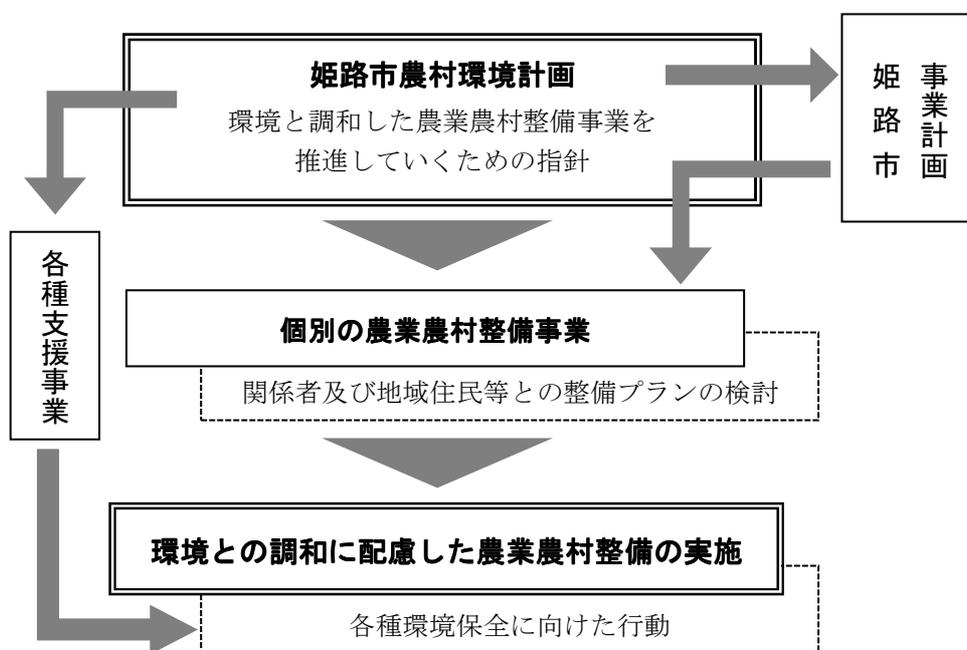


図. 農村環境計画の位置付け

1. 2 計画改訂の趣旨

21世紀の農政の基本指針である食料・農業・農村基本法が平成11年7月に制定され、農業生産基盤の整備にあたっては、環境との調和に配慮しつつ必要な施策を講ずることとされた。さらに、平成14年4月1日から施行された改正土地改良法により、農業農村整備事業は「環境との調和に配慮した事業の実施」が原則とされ、農業農村整備事業計画策定の前提として、市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」もしくは「農村環境計画」の策定が義務づけられた。

これらを受け、本市では平成18年3月に姫路市農村環境計画（旧姫路市）を策定したが、平成28年度に目標年次（10年目）を迎え、計画の見直し時期となったことから、新市域で統一した計画に改訂することとした。

食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）

（多面的機能の発揮）

第3条

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

土地改良法（平成14年4月1日施行）

（目的及び原則）

第1条 2項

土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

環境との調和への配慮が、事業実施の原則として位置付けられた

<環境との調和への配慮に向けた計画の策定>

- ・ 姫路市農村環境計画（旧姫路市）（平成18年3月策定）
- ・ 夢前町農村環境計画（旧夢前町）（平成16年3月策定）
- ・ 香寺町農業農村整備環境対策計画（旧香寺町）（平成10年3月策定）

平成28年度に目標年次（10年目）を迎えることから、新市域で統一した計画に改訂

姫路市農村環境計画【改訂版】（平成28年度～）

図. 姫路市農村環境計画の策定と改訂の経緯

1. 3 計画改訂の概要

(1) 改訂の視点

本計画の改訂は、現行計画（旧姫路市農村環境計画）を基本とし、以下の視点を反映した。

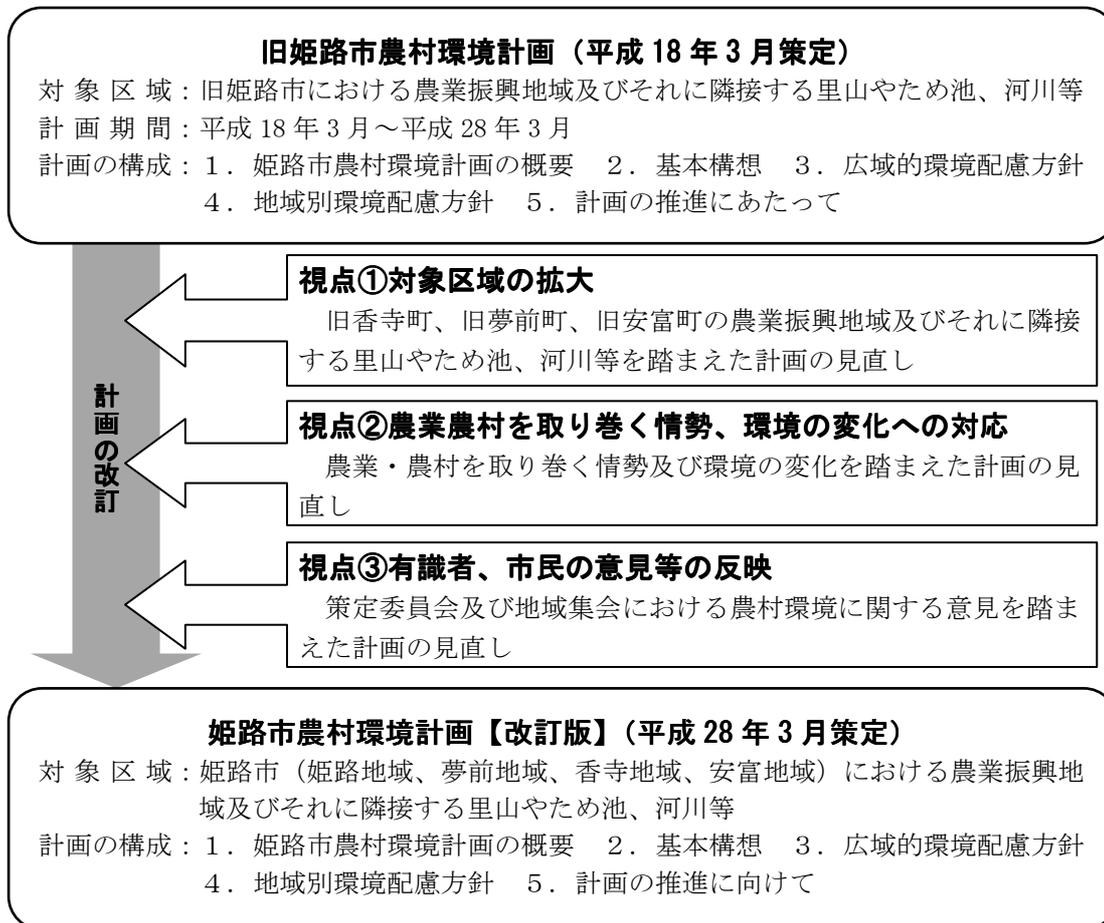


図. 改訂の主な視点

(2) 改訂の体制

本計画の改訂にあたり、計画を審議する策定委員会を設置するとともに、地域別の環境配慮方針の立案にあたっては、地域の意向を計画に反映させるべく、地域集会を開催した。

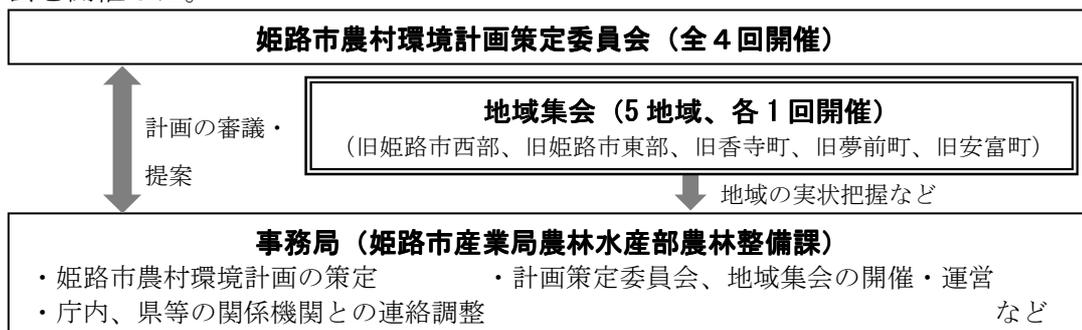


図. 改訂の体制

2. 基本構想

2. 1 農村環境の将来像

本市は、温暖な播磨灘に面し、古くから播磨の中心地として栄えてきた。このため、世界遺産である姫路城をはじめとする多くの重要な文化財を有し、国際観光都市としてのまちづくりや魅力的な都市景観形成を図っている。

本市の農村地域は、市街地を取り囲むように分布し、市北部には、雪彦山をはじめとする森林、丘陵に囲まれた田園地域が広がっており、市川、夢前川、揖保川などの河川が市域中南部の市街地を南北に流れ、播磨灘には大小 40 あまりの島からなる群島を擁している。

上位計画である姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」においては、目指すべき都市像を「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」としており、実現に向けた環境に関する基本目標として「自然豊かで快適な環境・利便都市」を掲げている。また、関連計画として最も結びつきが強い「姫路市環境基本計画」では、持続可能な環境共生社会を形成し、将来の世代を引き継いでいくため、目指す環境像を「自然と人が調和し、未来につなぐ環境城下町・姫路」と掲げている。

本計画では、総合計画の基本目標及び環境基本計画の基本理念を受け継ぎながら、より良い田園環境づくりに市民とともに取り組んでいくものとし、農村地域の将来像（キャッチフレーズ）を以下のように設定する。

■農村地域の将来像

未来につなぐ、自然と人が調和した田園環境づくり

播磨の風土に育まれた豊かな歴史文化と多様な自然環境を良い形で次世代へ継承していくことが求められる。このため、環境との調和に配慮した農業農村整備の実施とともに地域住民等による農村資源の維持保全や地域環境活動を支えながら、未来につなぐ自然と人が調和した田園環境づくりに取り組む農村を目指す。

【上位計画】

姫路市総合計画 「ふるさと・ひめじプラン 2020」(平成 21 年 3 月)

都市像「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」

環境に関する基本目標「自然豊かで快適な環境・利便都市」

【関連計画】

姫路市環境基本計画(平成 25 年 3 月)

環境像：自然と人が調和し、未来につなぐ環境城下町・姫路

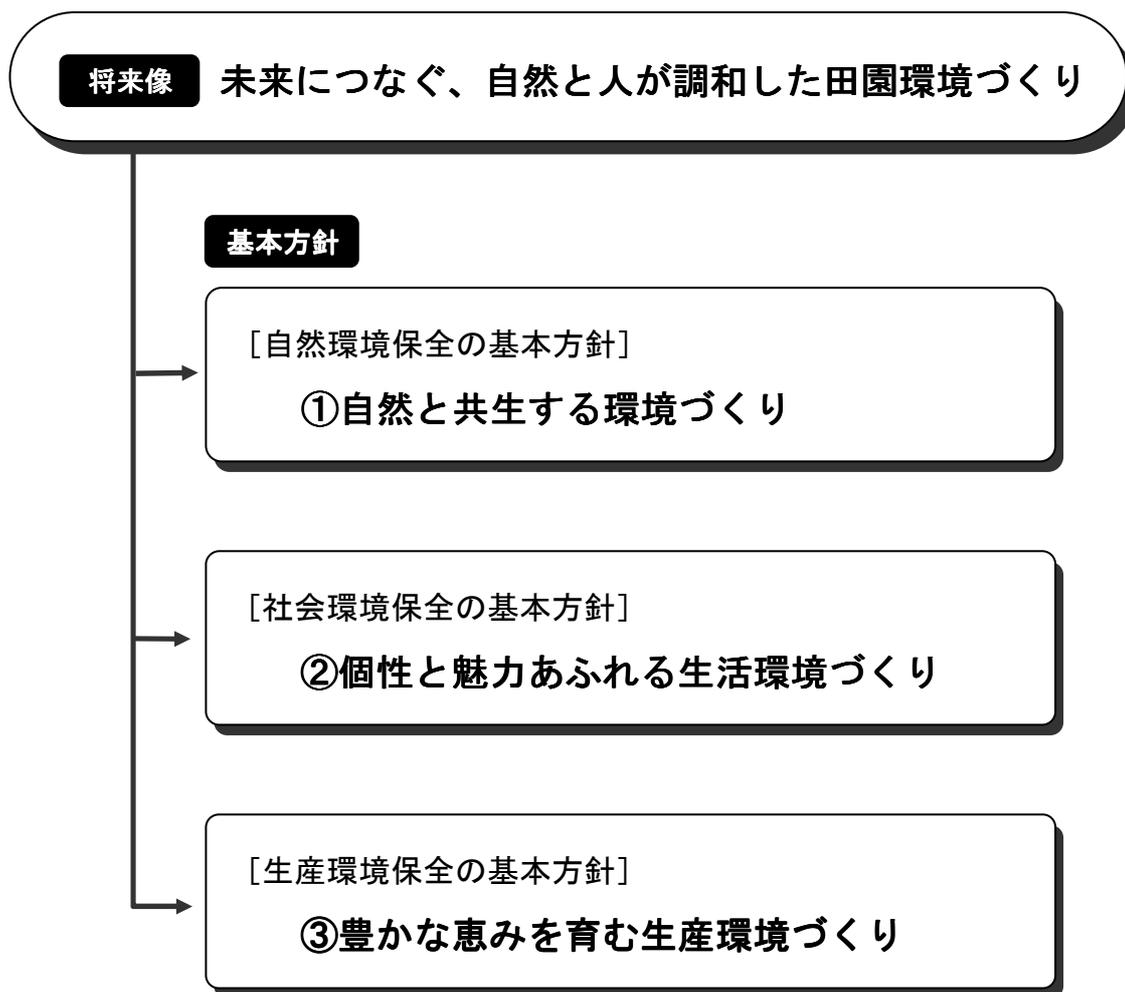
姫路市農村環境計画【改訂版】

将来像「未来につなぐ、自然と人が調和した田園環境づくり」

2. 2 将来像の実現に向けた環境保全の基本方針

農村地域の将来像である「未来につなぐ、自然と人が調和した田園環境づくり」の実現をめざし、農村地域の環境の現状や課題等を踏まえ、環境保全に向けた基本的な方向（基本方針）を「自然環境」「社会環境」「生産環境」毎に設定し、基本方針に基づく体系的・効果的な施策の展開をめざす。

■将来像に基づく環境保全の基本方針



(1) 自然と共生する環境づくり

農村地域は、農地や水辺、これらを囲む里山等の風光明媚な景観を有するほか、多様な動植物の生息の場となっている。しかし、農業農村整備事業の進展や水辺・里山の管理不足等により、良好な自然景観や身近な動植物の生息環境が失われつつある。また、農村の自然環境の維持は、地域住民等の保全活動が不可欠であるが、人口減少や高齢化により、これらの適切な管理が困難になっている。

今後は、現存する良好な自然環境をできる限り保全するとともに、農村資源の維持保全や地域環境活動を積極的に支援していく。また、失われた自然環境の復元や水辺や里山等の自然を活かした憩いの場の創出に努めていく。

(2) 個性と魅力あふれる生活環境づくり

農村地域の社会資本は、既に高い水準で整備されてきたが、近年多発している自然災害に対する防災・減災対策が求められている。また、豊かな自然環境と新たな生活スタイルを求める若者による農村への移住や定年退職を契機とした農村への定住志向がみられることから、さらなる生活環境の充実と魅力的な景観の形成等に努め、住んでみたいと思う魅力ある農村づくりが求められる。

今後は、環境との調和に配慮しつつ、安全性と快適性の確保に向けた生活環境基盤の一層の充実を努めていく。また、播磨の風土に育まれた自然や歴史・文化を感じる生活環境づくりに向け、農村地域の歴史・文化を楽しむ場の創出や草花等の彩り豊かな景観やゆとりあるオープンスペースの確保等に努めていく。

(3) 豊かな恵みを育む生産環境づくり

農業従事者の減少や高齢化等が進行し、農地等の維持管理が問題となっている地区も見受けられるなか、地域農業を支える認定農業者への農地集積や集落を単位とした営農体制への転換等が図られつつある。農業は、食料を供給する役割のほか、その生産活動を通じて様々な役割を有しており、これら農業の有する多面的機能を将来にわたって発揮していくためには、担い手の確保等のほか、生産効率の向上を図る農業生産基盤の整備と保全が不可欠となる。

今後は、周辺環境との調和に配慮しつつ、今後の農業経営体制に応じた汎用性の高い農地の確保に努める。また、近年、気象状況の変化などにより、集中豪雨や局地的大雨による浸水被害が発生していることから、効果的な防災・減災対策を講じていく。さらに、都市近郊の立地条件を活かし、農業を通じた消費者との交流の場の創出に努めていく。

2. 3 環境保全の基本方針に基づく配慮事項

「自然環境」、「社会環境」、「生産環境」の環境保全の基本方針に基づき、今後の農業農村整備事業において取り組むべき環境配慮の方針を定める。

(1) 自然と共生する環境づくり

①水辺環境の保全・改善・復元

河川や水路、ため池等の水辺空間は、市民の生活や農業生産活動等に必要なた資源の供給源であるとともに、多様な動植物の生息の場であるほか、潤いのある地域の景観形成にも大きく寄与している。

近年、気象状況の変化などにより、集中豪雨や局地的大雨による浸水被害が発生していることから、自然災害等に対する安全性の確保に努めていく。また、施設の老朽化については、農業水利施設機能の低下状況に応じた改善策を講じていく必要がある。

農業用排水施設や井堰、ため池等の整備においては、農業水利施設としての機能や安全性の確保に加え、生物の生息環境の確保や環境に配慮した資材の採用、維持管理作業のしやすさへの配慮や維持管理費の軽減等に努めていく。また、美しい水辺景観の保全や水辺を活かした憩いの場の確保に努めていく。

【環境配慮の視点】

- | | |
|--------------|-------------|
| ◆動植物の生息環境の確保 | ◆水辺景観の保全 |
| ◆水質の保全 | ◆維持管理作業性の確保 |
| ◆親水空間の確保 | |

②農地の保全・活用

農村地域に広く分布する農地は、食料の供給基盤であるほか、やすらぎを感じる田園景観を形成し、周辺の用排水路やため池、雑木林等と有機的につながった、多様な水生生物の産卵場所や生息場所でもあるため、計画的に保全・活用を図る必要がある。

ほ場整備は、農業生産性の向上等を通じて持続的な農業生産活動を可能とし、多面的機能の発揮や耕作放棄の防止などに寄与する反面、自然環境を大幅に改変することから、整備にあたっては、環境への影響をできる限り小さくする対策を検討する。また、中山間地域を中心に鳥獣被害が深刻であり、農業者の生産意欲の低下を招き、耕作放棄地の増加につながっているため、侵入防止柵の設置等の対策を講じていく。

【環境配慮の視点】

- | | |
|--------------|--------------------|
| ◆動植物の生息環境の確保 | ◆田園景観の保全・創出 |
| ◆自然体験の場の確保 | ◆野生鳥獣との共存（鳥獣害防止対策） |

③里山の保全・活用

里山は、間伐材等を燃料として利用するなど、人々の生活と密接に関わることにより維持されてきた多様性のある自然環境である。しかし、現在は、生活様式の変化により、人と里山との関わりが薄れ、放置竹林の増加等といった里山の荒廃が問題となっている。

里山においては、里山を自然体験等の市民の様々な活動の場とし、森林ボランティア等の市民活動を通じて里山の適正な維持管理を促進する。また、鳥獣害対策として、捕獲による個体数調整や鳥獣との共存に配慮した育成林整備等に努めていく。

【環境配慮の視点】

- ◆里山の適正な維持管理
- ◆自然体験の場の確保
- ◆野生鳥獣との共存（鳥獣害防止対策）

（２）個性と魅力あふれる生活環境づくり

①まちなみ景観の保全

本市は、播磨の中心地としてはやくから拓けた地域であるため、林田地区をはじめとして歴史的な面影を残すまちなみ等が残っている。

集落道路整備等においては、地域の特色を尊重し、地域に馴染むような色彩や形態等を採用するなど、まちなみ景観の保全や特徴的な景観の保全・創出に努めていく。

【環境配慮の視点】

- ◆まとまりある景観の保全
- ◆特徴的な景観の保全・創出

②集落周辺緑地・スペースの創出

本市の農村地域の多くは、周辺を里山や農地で囲まれ、集落内も緑豊かなたたずまいとなっている。しかし、網干地区等の市街地周辺地域は、住宅地が密集し緑地やオープンスペースが限定されている。

市街地に近接した集落及びその周辺においては、緑地やオープンスペースを確保することで、うるおいとやすらぎを提供する集落周辺緑地・スペースの創出を図る。

【環境配慮の視点】

- ◆緑地の確保
- ◆オープンスペースの確保

③生活環境基盤の充実

多目的集会施設や農村広場の整備、農村集落排水事業やコミュニティプラント事業による下水道の普及等のほか、既存施設の有効活用や長寿命化を図るなど、快適な生活環境の基盤づくりと自然災害に強い安全・安心な生活空間の確保が求められる。これらの整備にあたっては、自然との調和や緑地の保存に努めていく。

【環境配慮の視点】

◆快適性・安全性の確保

◆緑地の保存

④歴史・文化資源の保全・活用

本市は、播磨の中心地としてはやくから拓けた地域であるため、多くの歴史・文化資源を有している。また、祭りが盛んであり、それが地域の特色ある風景のひとつとなっている。

農村地域の歴史・文化的景観を保全するとともに、これらをネットワーク化し、地域の歴史にふれる場を創出するなど、歴史・文化資源の保全・活用を図る。

【環境配慮の視点】

◆歴史・文化的景観の保全

◆歴史・文化体験の場の確保

(3) 豊かな恵みを育む生産環境づくり

①生産基盤の保全・充実

農業の合理化・近代化に向けて今後の農業経営体制に応じた汎用性の高い農地整備を図っていくことが求められる。また、集中豪雨や局地的大雨により、農地の浸水や農業水利施設の破損等が発生し、農地・農作物等への被害が懸念されることから、これらの未然防止、農業用施設の適切な維持・保全が求められる。

今後、生産基盤整備の実施においては、環境への影響をできる限り小さく抑え、周辺の自然環境との調和に努めていく。

【環境配慮の視点】

◆生産機能の確保

◆農地・農作物の災害防止

◆農業用施設の適切な維持・保全

◆防災機能の増進

②農業を通じた交流の場の創出

農業従事者の高齢化や担い手不足により農地の遊休・荒廃が危惧されており、今後、担い手への農地集積や農作業の受委託の促進、遊休農地等の有効利用の取組みが重要となる。

農地は、消費者等の食育の場として活用できるため、遊休農地を活用した農業体験や景観作物の作付け等に取り組む地域・地区の支援に努めていく。

【環境配慮の視点】

◆農業体験・食育の場の活用

◆田園景観の創出

3. 広域的環境配慮方針

広域的環境配慮方針は、環境特性により計画対象区域をエリア区分し、基本構想に基づくエリア毎の環境配慮方策を定めるものである。また、広域的に連携・ネットワーク化等を図るべき環境配慮方策について定めるものである。

3. 1 エリア区分

農村地域では、緑豊かな「里山」を背景に「農地」や「集落」、河川、ため池等の「水辺」といった多様な環境が有機的に連携し、多くの生物相が生まれ多様な生態系と四季の移り変わりを感ずるふるさと景観を形成している。

広域的環境配慮方針では、農村地域を「水辺エリア」「農地エリア」「里山エリア」「集落エリア」に区分し、エリア間の連続性に配慮しながらそれぞれのエリアにおける環境配慮の方向性を明らかにする。なお、主な計画対象区域は、農業農村整備事業が行われる農業振興地域やそれに類する地域としているため、市街化区域については特に環境配慮の方向性を位置づけていない。しかし、市街化区域においても「水辺」「農地」「集落」「里山」のいずれかのエリアに類型化し、該当するエリアの配慮方策を採用することで農業振興地域と同様に環境との調和への配慮に努める。

【水辺、農地、集落、里山のネットワーク構築のあり方】

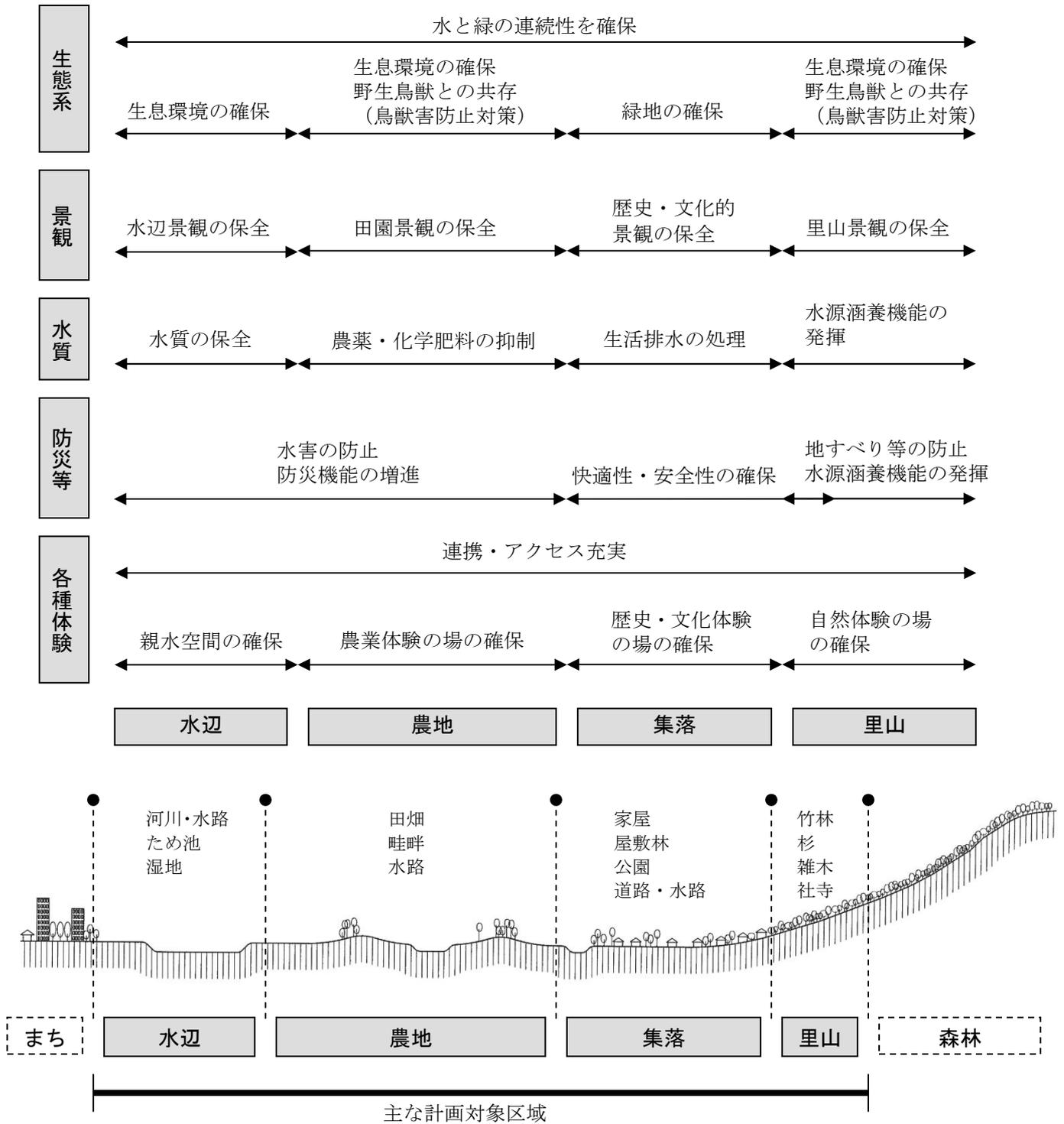


図. 農村地域における水・緑・住・農の構造模式図

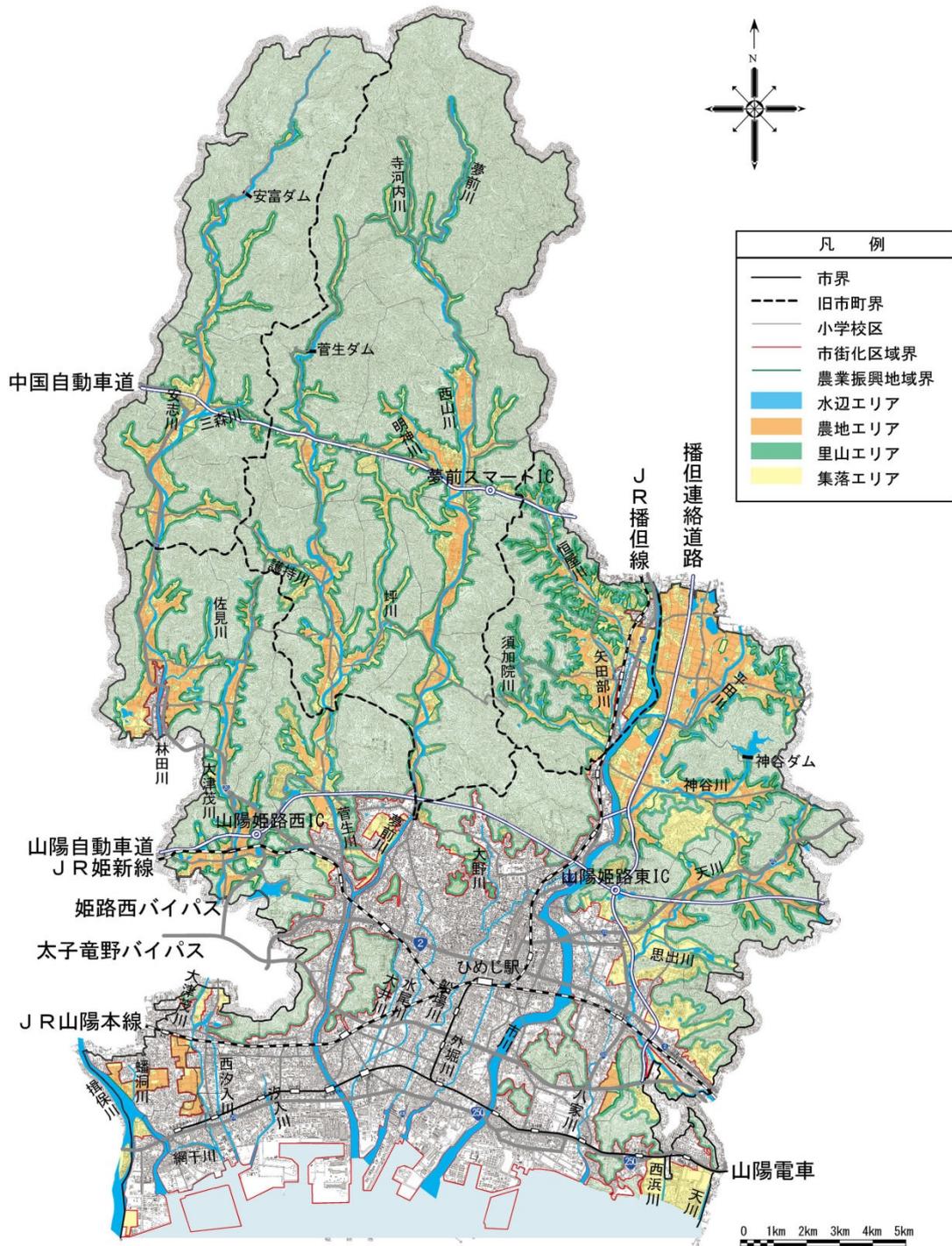


図. 広域的配慮方針図 (エリア区分)

3. 2 エリア別環境配慮方針

(1) 水辺エリアの環境配慮方針

河川やため池、水路においては、安定的な農業用水の確保ができるとともに、災害に強い安全で安心な水辺環境づくりに努めていく。また、各地区の特性に応じて、多様な動植物の生息しやすい自然環境や美しい水辺景観の保全・復元に努めていく。特に、集落周辺に位置する身近なため池や河川については、地域の憩いの場、コミュニケーションの場としての活用を努めていく。

表. 水辺エリアの環境配慮方策

環境配慮事項	環境配慮の視点	環境配慮方策	
		整備関連	整備を補完する取組み
①水辺環境の 保全・改善・ 復元	●動植物の生息環境の確保	・多自然型水辺環境整備の推進 ・魚道・多段式落差工等の整備の推進	・法令による貴重な動植物の保護 ・環境調査・モニタリング調査 ・動植物の保護や植栽等のグラウンドワーク
	●水辺景観の保全	・水際の植生管理の推進 ・水辺の修景整備の推進	・外来種対策
	●水質の保全	・下水道整備等の促進 ・水質浄化機能の整備の推進	・クリーン作戦 ・河川内に堆積する土砂及び支障木等の改善
	●維持管理作業性の確保	・階段、スロープ、転落防止柵等の設置の推進	・不法投棄の防止対策 ・水質汚濁物質の使用低減
	●親水空間の確保	・河川親水整備の促進 ・ため池親水整備の推進	・水質汚染源の常時監視 ・自然体験・学習イベント ・ため池ウォーキング等の活用
②生活環境基盤の充実	●快適性・安全性の確保	・老朽ため池等の整備の推進	・ため池のかいぼりの実施 ・防災安全に向けた点検
③歴史・文化資源の保全・活用	●歴史・文化体験の場の確保	・歴史的土壌改良施設の案内施設の整備の推進	・大雨時の水位調整 ・施設の機能診断 ・土地改良の歴史のPR
④生産基盤の 保全・充実	●生産機能の確保	・井堰やため池、農業用排水施設等の整備の推進	・維持管理体制づくり ・ため池の事前放流等の取組みの促進
	●農地・農作物の災害防止	・排水施設等の整備の推進	・ため池県民運動の促進
	●農業用施設の適切な維持・保全	・井堰やため池、農業用排水施設等の長寿命化の推進	・ため池ハザードマップの作成
	●防災機能の増進	・ため池の事前放流施設整備の推進	

①水辺環境の保全・改善・復元

◆動植物の生息環境の確保

河川や水路、ため池等の護岸は、植生がなじみやすいように、また、多孔的な環境を確保し動物の生息しやすいように石や木、土等の自然素材の採用を検討する。コンクリートブロックを用いる場合でも、材質・形状の工夫を行い自然に近い状態が確保されるように努める。また、水際の植栽確保や緩傾斜護岸、スロープ等の整備により、穏やかに変化する水際とし、野生動物が水際を移動しやすい環境の確保に努める。

河川や水路等の流路は、直線化を極力避け、幅員・深み等の断面に変化をつけ、点石やとまり木を設けることで瀬や淵、澁み等を創出し、流れに変化をつけ、生息環境の多様性の確保に努める。井堰や落差工等は水生生物の移動経路を分断するため、魚道や多段式落差工の整備により水系の連続性の確保に努める。また、陸生の小動物の移動経路を分断しない線形計画に努める。

非かんがい期に水が枯れる地区では、低水路整備や底面を部分的に掘り下げることで、土砂の堆積及び水深を確保し、非かんがい期の動植物の生息環境を確保する。

湧水や伏流水がある箇所では、一部または全区間の底面を土とするなど、湧水による流量の確保に努める。

水鳥等の野生動物が生息している場合には、植栽により人影を隠す、外敵から守るなどの工夫を行い、野生動物の生息しやすい環境の確保に努める。



図. 多自然型河川環境整備

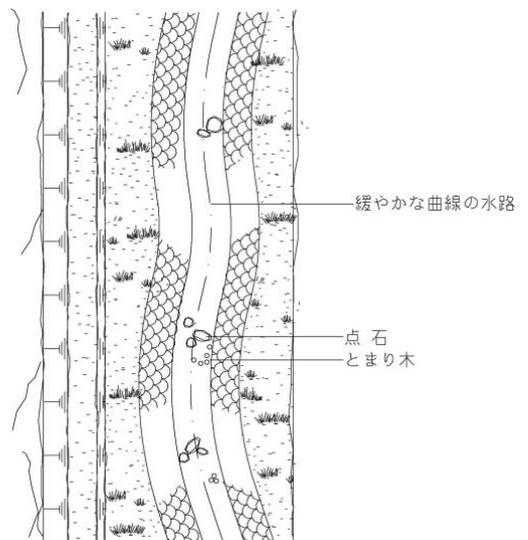


図. 直線化を避けた水路

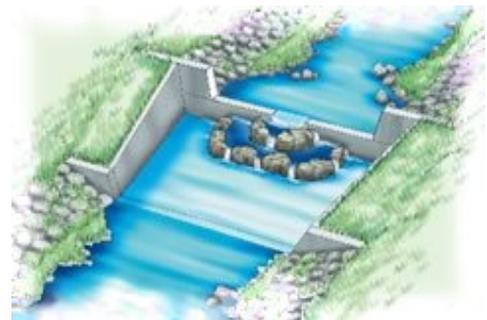


図. 魚道整備

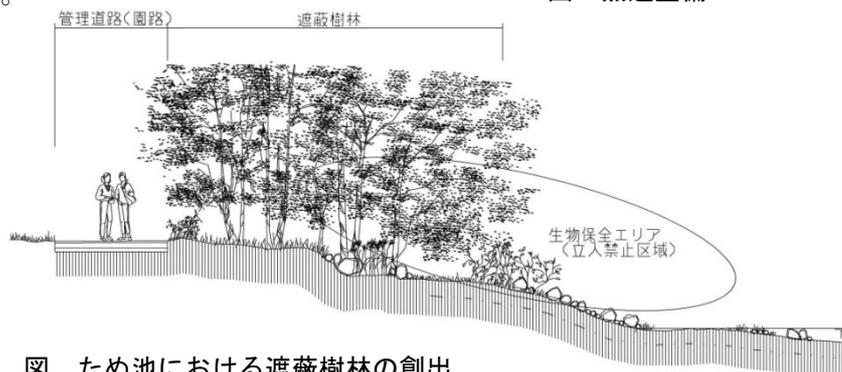


図. ため池における遮蔽樹林の創出

◆水辺景観の保全

水辺空間では、草刈り等の維持管理に努め、堤体法面等を緑化するなど、雑草木やゴミ等のない清潔で美しい水辺空間の確保に努める。護岸等には石や木、土等の自然素材を採用するほか、コンクリートブロックを用いる場合でも、材質・形状・色調の工夫を行い、周辺景観になじむように努める。小川等は地形に沿って蛇行させるなど、周辺になじんだ線形計画を検討する。



図. ため池堤体の植栽

◆水質の保全

公共水域では、汚水源に対する監視体制の強化に努めるとともに、下水道の整備や処理の高度化等により汚水の流出防止に努める。また、工事による汚水については、汚水防止シート等により、汚水流出の防止に努める。

水質浄化機能の向上を図る地区では、護岸や河床・水路底の材質・形状の工夫、水際の植生の確保等により、水辺空間を多孔質なものとする。また、水路においては、年間を通じてある程度の流量を確保できる施設とし、水の滞留による水質汚濁や悪臭の防止、衛生害虫の発生防止等に努める。

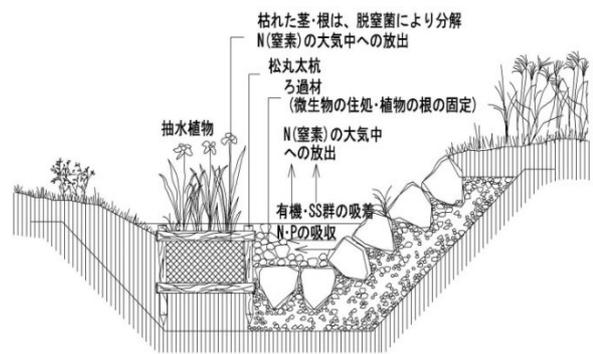


図. 水質浄化機能の創出

湧水のある地区では、水路底をコンクリート化しないなど、湧水の保全に努める。

◆維持管理作業性の確保

農家を含む地域住民や維持管理作業者の適正な維持管理のため、維持管理費の軽減や維持管理作業の容易さへの配慮に努めるとともに、維持管理作業中の転落防止等の安全対策に努める。

◆親水空間の確保

河川や水路では、安全面に配慮しつつ、水辺に沿った散策路や休憩施設等の整備を検討する。また、緩傾斜護岸や階段式護岸を採用するなど、親水性の向上を図る。水辺に用地が確保できる区間については、流れを和らげ浅瀬を創出し、安全に川に入って遊べるような水辺環境の創出に努める。

集落周辺に位置するため池では、安全面に配慮しつつ、散策路やあずまや等を整備し水辺に近づきやすい緩傾斜護岸や階段式護岸等を採用するなど、親水性の確保に努める。また、ため池の活用とあわせて、地域一体となったため池管理運営体制づくりに努める。



図. 河川親水整備



図. ため池親水整備

②生活環境基盤の充実

◆快適性・安全性の確保

集中豪雨等の災害を未然に防止するとともに、水難事故防止を図るため、ため池の改修や転落防止柵等の関連施設の整備を推進する。

また、整備のみならず、ため池等の農業用水利施設での災害や水難事故を防ぐための地域ぐるみの防止活動等もあわせて推進する。

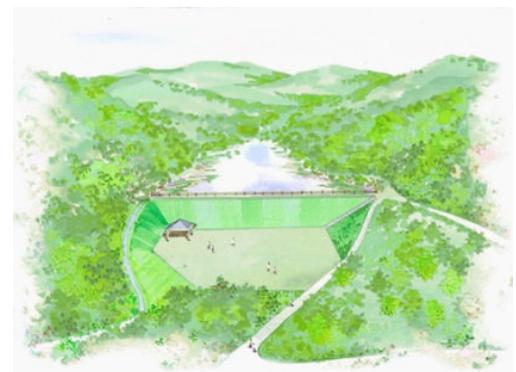


図. 老朽ため池の改修

③歴史・文化資源の保全・活用

◆歴史・文化体験の場の確保

ため池や疏水等の農業の歴史を物語る歴史的土壌改良施設周辺では、案内・紹介施設等を設置し、農業の歴史・文化体験の場の確保に努める。また、歴史散策道等の歴史的土壌改良施設と周辺の歴史・文化資源のネットワーク化を図るなど、歴史・文化体験の場の整備に努める。



写真. 西光寺野「銀の馬車道」
ため池ウォーキング

④生産基盤の保全・充実

◆生産機能の確保

農業用水は、農業生産の基礎であり、安定的な生産活動のためには農業水利施設は不可欠である。このため、井堰やため池等の改修に努めるとともに、水路の計画的な整備・管理を進める。整備にあたっては、草刈りや泥浚え等の水管理労力の低減に配慮し、汎用性の向上に努める。

◆農地・農作物の災害防止

ため池や水路等では、老朽ため池の改修や排水断面の確保、排水ポンプの設置により、自然災害による被害防止に努める。

◆農業用施設の適切な維持・保全

農業水利施設は、安定的な用水の供給や排水など、農業生産の基盤のほか、地下水の涵養や湛水被害の軽減など、生活に密着した多面的機能を発揮している社会資本であり、適切な更新管理が求められる。

このため、老朽化が進行している施設については、機能診断や計画的な更新整備により、農業用施設の長寿命化を図る。また、地域住民の農業用施設への理解促進や地域ぐるみの維持管理体制づくりを推進する。

また、農閑期にため池の水を抜くかいぼりは、堆積したヘドロや土砂を取り除くことで貯水量が確保されるとともに、水質改善や外来生物の駆除の効果があるほか、海域へは豊富な栄養塩を含んだ水の供給につながる。このため、ため池の適正な維持管理と豊かな海の再生を促進するかいぼりの実施の拡大に努める。

◆防災機能の増進

ため池の持つ水の貯留機能を活用し、事前放流による洪水の一時貯留容量の確保や防火用水等として活用するなど、防災機能の増進に努める。

(2) 農地エリアの環境配慮方針

まとまりのある優良農地に対しては、今後、一層の合理化・近代化を進めていく必要がある。このため、周辺環境との調和に配慮しつつ、今後の農業経営体制に応じた汎用性の高い農地の確保に努める。また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した農地維持のための共同活動の支援に努める。

一方、遊休農地等の利用可能な農地に対しては、農地中間管理機構を活用し、農地の受け手を確保するほか、景観作物の栽培や農業体験の場としての活用を図る。特に、豊かな自然環境や歴史資源に恵まれた農地等に対しては、自然環境を活かした自然学習の場、または、歴史散策の場として活用を図る。

市街地周辺の農地に対しては、それ自身が貴重な緑地・オープンスペースであることから、周辺地域との土地利用調整を図りつつ、これらの保全や農業体験への活用を図る。

表. 農地エリアの環境配慮方針

環境配慮事項	環境配慮の視点	環境配慮方針	
		整備関連	整備を補完する取組み
①農地の保全・活用	●動植物の生息環境の確保	・動植物の生息環境に配慮した生産基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の保護・管理 ・ビオトープづくり ・環境調査・文化財調査・モニタリング調査 ・環境にやさしい農業 ・植栽等のネットワーク ・景観作物の栽培 ・土地改良の歴史のPR ・集落営農への取組みと維持管理活動 ・農地中間管理機構の活用 ・遊休農地等の有効利用 ・自然体験 ・農業体験 ・学習イベント ・田んぼガムの取組みの促進
	●田園景観の保全・創出	・沿道の植栽の推進	
	●自然体験の場の確保	・ビオトープ整備の検討	
	●野生鳥獣との共存(鳥獣害防止対策)	・侵入防止柵の設置	
②集落周辺緑地・スペースの創出	●緑地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・秩序ある土地利用の推進 ・沿道の植栽の推進 	
③歴史・文化資源の保全・活用	●歴史・文化体験の場の確保	・歴史散策道の整備の促進	
④生産基盤の保全・充実	●生産機能の確保	・環境との調和に配慮した生産基盤整備の推進	
	●防災機能の増進	・畦畔の補強等の推進	
⑤農業を通じた交流の場の創出	●農業体験・食育の場の活用	・農業体験の推進	

①農地の保全・活用

◆動植物の生息環境の確保

未整備地区でのほ場整備や農道整備にあたっては、現在の自然環境を大幅に改変することから、環境への影響を避ける回避や影響をできる限り小さくする保全対策が求められる。環境への影響を緩和するための方法としては、回避、最小化、修正、軽減・消失、代償のミティゲーション5原則（環境配慮5原則）があり、この5原則を基本理念として、農業農村整備事業における環境との調和への配慮を行い、動植物の生息環境の多様性の確保に努めていく。

ミティゲーション5原則の手順としては、まず、計画段階で「回避」を検討し、回避が不可能な場合には「最小化」、「修正」、「軽減・消失」の可能性を検討する。「代償」は、他の措置を検討したうえでなお生じる環境影響について行う。

◆田園景観の保全・創出

法面や道路脇への植栽・植樹や景観作物の栽培等により、愛着のある田園景観の形成に努める。

◆自然体験の場の確保

自然体験・学習の場等に対して要望のある地区等では、ビオトープの整備を検討する。整備にあたっては、地域住民、ボランティア等が主体となった整備後の活用・管理体制づくりに努める。

◆野生鳥獣との共存（鳥獣害防止対策）

これまでも侵入防止柵の設置を推進してきたが、引き続き設置の支援に努めていく。また、電気柵の設置に関しては安全対策等の注意喚起に努めていく。



写真. 階段式魚道
(豊岡市事例)



写真. 脱出スロープ
(京都府峰山町事例)



写真. 景観作物の栽培
(夢前町玉田地区)



写真. 姫路市伊勢自然の里

②集落周辺緑地・スペースの創出

◆緑地の確保

市街地に内在する生産緑地は、貴重なオープンスペースとしてまちの景観や気候を和らげるため、秩序ある土地利用により保全に努める。

沿道等に対しては、市民等の緑化活動と連携をとりながら、植栽を推進する。面積的に広がりのある斜面や法面等については、グランドカバープランツ等による維持管理労力の低減に配慮しながら、緑化に努める。緑化については、県や市、地域指定の花木等を積極的に用いることで、地域らしい愛着ある緑景観の育成に努める。



図. 彩り豊かな田園景観

③歴史・文化資源の保全・活用

◆歴史・文化体験の場の確保

史跡・旧跡等に近接する農地では、案内・紹介施設やそれらをつなぐ歴史散策道の整備を検討するなど、歴史・文化体験の場の確保に努める。特に、市の代表的な文化財を有する地区においては、観光面への活用を図るなど、地域振興に資する取組みを推進する。

④生産基盤の保全・充実

◆生産機能の確保

農地等の生産基盤については、区画の整理や利便性に配慮した農業水利施設整備、草刈り等の管理労力を低減する法面へのグランドカバープランツの導入等により汎用性の向上に努め、持続的な農業生産活動の基盤を確保する。



図. 区画整理された農地

◆防災機能の増進

水田は雨水を一時的に貯留できることから、田んぼダムの取組みの促進や必要に応じた畦畔の補強・嵩上げなど、農地の防災機能の増進に努める。

⑤農業を通じた交流の場の創出

◆農業体験・食育の場の活用

遊休農地等の農業生産以外に活用できる農地では、これらを利用したふれあい農園やレクリエーションファーム等の開設、体験農園、地元農家による学習田等の様々な農業体験の推進に努める。



図. ふれあい農園

(3) 里山エリアの環境配慮方針

里山の自然環境や、文化財とその周辺の社寺林との調和により形成される特異な自然・歴史的景観の保全に努めるとともに、これらの地域の自然・歴史・文化が一带となった環境に人々がふれられるように活用を図る。

また、自然体験等の市民活動を通じて里山の良好な自然環境の保全を図る。

表. 里山エリアの環境配慮方針

環境配慮事項	環境配慮の視点	環境配慮方針	
		整備関連	整備を補完する取組み
①里山の保全・活用	●里山の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の促進 ・市民活動を通じた里山保全活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・除間伐等の維持管理活動 ・不法投棄の防止対策 ・ビオトープづくり ・植林等のグラントワーク
	●自然体験の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道等の整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等による貴重な動植物の保護 ・環境調査
	●野生鳥獣との共存(鳥獣害防止対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・育成林整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査
②歴史・文化資源の保全・活用	●歴史・文化体験の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史散策道の整備の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験 ・歴史体験 ・学習イベント ・自然探勝等への活用 ・木材・林産物の活用

①里山の保全・活用

◆里山の適正な維持・管理

自然豊かな里山では、除間伐や保全林整備等を促進するとともに、開発行為を極力避ける。開発行為が行われる際には、最小限の地形的改変に留める。また、公共施設を整備する際には、周辺の植生等になじむような景観素材を積極的に使用する。



図. 藤ノ木山自然公園

◆自然体験の場の確保

豊かな自然を有し活用が望まれる里山では、遊歩道や休憩施設、案内標識等の便益施設を設置し、市民が気軽に自然とふれあうことができる環境の確保に努める。

◆野生鳥獣との共存（鳥獣害防止対策）

野生鳥獣による農作物被害を防ぎ、野生鳥獣との共存を図るため、人家等に隣接した森林の裾野を帯状に伐採等を行い、人と野生動物との棲み分けゾーン設置や森林奥地に広葉樹林を整備するなど、育成林整備を推進する。

②歴史・文化資源の保全・活用

◆歴史・文化体験の場の確保

史跡・旧跡等の近接または内在する里山では、これら歴史的資源の案内・紹介施設及びそれらをつなぐ歴史散策道の整備等の歴史・文化体験の場の整備に努める。特に、市の代表的な文化財を有する地区においては、観光面への活用を図るなど、地域振興に資する取組みを推進する。

(4) 集落エリアの環境配慮方針

集落に対しては、当区域等から発生する環境負荷の抑制に取り組み、周辺の自然環境と調和した安全・安心な生活環境基盤の創出に努める。

また、公共施設周辺を中心に緑化やオープンスペースの確保に努め、歴史的面影を残すなどの特色あるまちなみを保全するとともに、地域の特色に応じたルールに基づき、集落景観の保全に努める。

小規模農地の介在する集落や歴史資源を有する集落に対しては、これらを活かした地域の歴史・文化・農業にふれる場の創出に努める。

表. 集落エリアの環境配慮方策

環境配慮事項	環境配慮の視点	環境配慮方策	
		整備関連	整備を補完する取組み
①まちなみ景観の保全	●まともある景観の保全	・秩序ある土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為・土地利用等の規制・誘導 ・清掃美化活動 ・ごみのポイ捨て対策 ・植栽等のグラウンドワーク ・地産地消運動 ・地域の歴史・文化の保存・継承 ・歴史・文化財の歴史散策への活用 ・ボランティアガイド
②集落周辺緑地・スペースの創出	●緑地の確保	・植栽・植樹の推進	
	●オープンスペースの確保	・公園・広場の整備の推進	
③生活環境基盤の充実	●快適性・安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道等の整備の促進 ・集落道路の整備の促進 ・防災関連施設の整備の推進 	
④歴史・文化資源の保全・活用	●歴史・文化的景観の保全	・歴史的建造物等の保護対策の促進	
	●歴史・文化体験の場の確保	・歴史散策道の整備の促進	

①まちなみ景観の保全

◆まとまりある景観の保全

市街地に近接する自然の少ない集落では、緑や水辺、公共施設等のつながり、まとまりに配慮した整備・配置に努める。特に、農地と集落の境界付近では、秩序ある土地利用により宅地と農地等の混在化を防止する。集落内での公共施設等の整備にあたっては、周辺景観になじむ色彩や材料等の積極的な使用に努める。

②集落周辺緑地・スペースの創出

◆緑地の確保

集落内の社寺仏閣等と一体となって残る社寺林や鎮守の森は、貴重な緑地として保全に努める。

沿道や公共施設等の用地では、花壇・植樹帯の整備や市民等の緑化活動を支援するなど、緑地の確保に努める。面積的に広がりのある斜面や法面等では、維持管理労力の低減に配慮しながら緑化に努める。植栽・植樹の品種については、県や市、地域指定の花木等を積極的に用いることで愛着ある緑景観の育成に努める。



図. まちかど緑化

◆オープンスペースの確保

集落周辺の道路や水路周辺のスペースを利用して、散歩道や親水水路等の地域の憩いの場の確保に努める。

③生活環境基盤の充実

◆快適性・安全性の確保

河川等の公共水域では、下水道等の整備により生活排水の適正な処理に努め、水質の保全を図る。農地と宅地の混在している地区では、排水路や下水道の整備により農業用水の水質の保全に努める。

自然災害の発生が危惧される地区については、ため池や水路等の集落内の防災関連施設の整備により安全・安心な生活空間の確保に努める。

④歴史・文化資源の保全・活用

◆歴史・文化的景観の保全

集落内の史跡・旧跡はもとより、それと一体となった社寺林等を保全する。これらに隣接する建築物や道路等の形態については、地域の歴史的風土と調和させるなど、地域の実情に合わせた個別のルールづくり（地域協定・規約等）を行い、これに基づくまちなみ景観の修景に努める。



写真. 歴史的景観と調和した散策路
(姫路城中濠沿い散策路)

◆歴史・文化体験の場の確保

集落内の史跡・旧跡については、これらの案内・紹介施設やそれらをつなぐ歴史散策道、祭りを楽しむことのできる広場等を確保することで歴史・文化体験の場の整備を図る。特に、市の代表的な文化財を有する地区においては、観光面への活用を図るなど、地域振興に資する取組みを推進する。



写真. 千年家公園
(安富町皆河地区)



写真. 岩部の樽かき
(香寺町岩部地区)

4. 地域別環境配慮方針

地域別環境配慮方針は、地域の特性に応じて地域を区分し、各地域における「水辺エリア」、「農地エリア」、「里山エリア」、「集落エリア」の環境配慮方針を定めるものである。

4. 1 地域区分

農村環境における地域区分は、地域特性を反映させることが重要となる。このため、旧来から地域に根づいた歴史や伝統など、地域のまとまりを重視し、旧市町単位を基本とした地域区分を下図のように設定する。

また、旧姫路市においては、農用地を有する農村地域が東西に分けられることから、姫路東部と姫路西部に区分する。

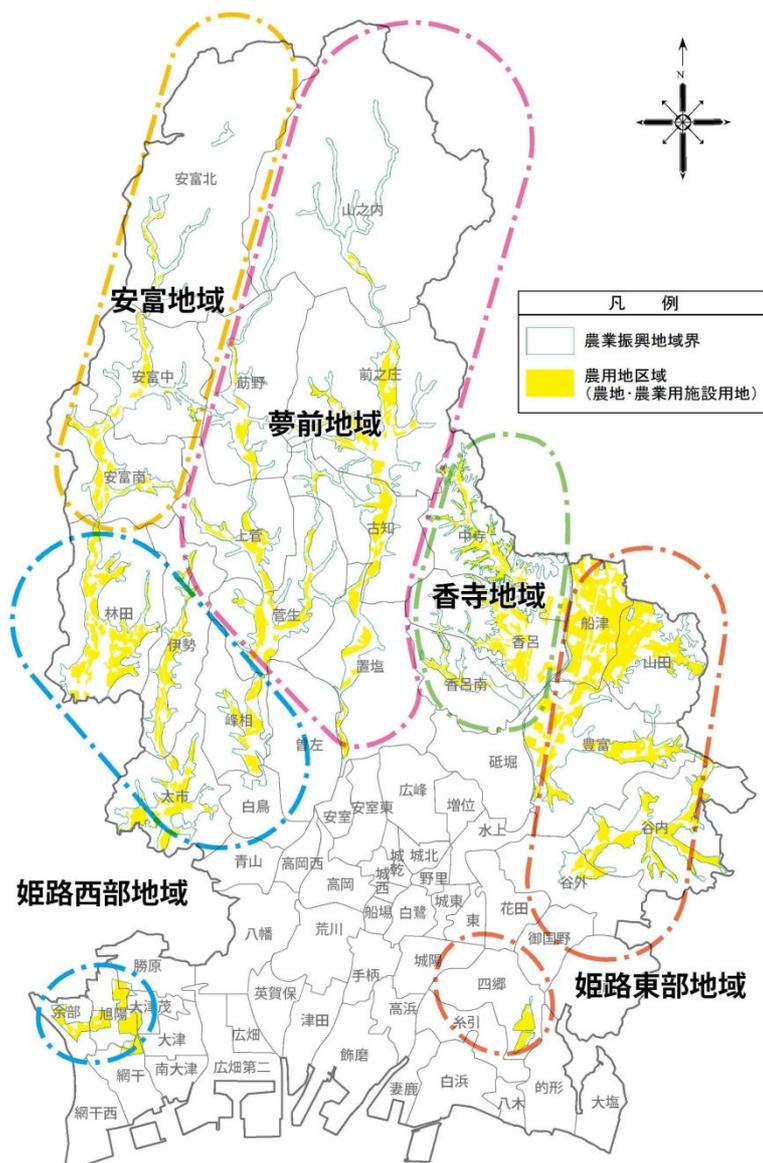


図. 地域区分

4. 2 地域別環境配慮方針

(1) 姫路東部地域

本地域は、市川東側に河岸段丘により発達した田園地帯が広がる田園・丘陵地域となっている。南部の四郷地区では、市街化が進み、市街化区域と山に挟まれて比較的まとまった農地が残っている。

播磨風土記に蔭山の里と記されるなど、古社、古寺、遺跡、古墳等の文化財や史跡が数多く点在している。また、明治初期の主要な産業道路であった馬車道が通っていた「銀の馬車道ロード」が設定されている。

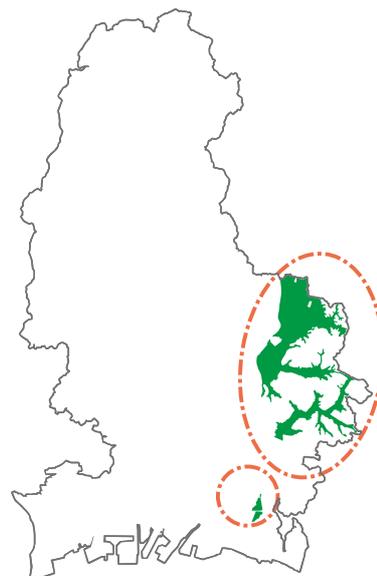


図. 姫路東部地域



写真. 銀の馬車道を紹介する看板



写真. 平田川と農地

【姫路東部地域の環境保全の基本方針】

水・緑・歴史がおりなす風土記のまち

優良農地と豊かな自然環境を良好な状態で保つとともに、歴史的まちなみや史跡等の歴史文化遺産等を活用した地域の魅力を楽しむ農村づくりに努めていく。

①姫路東部地域の水辺エリアの環境配慮事項

◆市川の水辺景観の保全と快適性・安全性の確保

本市の主要河川の一つであり、豊かな自然環境が残る市川の良好な生態系の保全に努めていく。また、土砂の堆積や支障木、雑草の繁茂、ゴミの投棄等がみられることから、これらの改善を推進し、水辺景観の保全・創出、治水機能の改善による快適性・安全性の確保等に努めていく。

◆平田川及び神谷川の動植物の生息環境の確保と快適性・安全性の確保

市川支流の平田川及び神谷川においては、ホタルをはじめとした動植物の生息環境の保全に努めていく。また、平田川では土砂の堆積がみられることから、これらの改善の推進と水質の保全を図るとともに、地域住民による草刈り・清掃活動等を支援し、快適性・安全性の確保に努めていく。

◆天川及び思出川の良好な水辺景観と水質の保全

天川及びその支流である思出川においては、ホタル等の動植物が生息し、美しい水辺景観が残っている。汚水の流出防止に留意するなどの水質の保全に努めていくほか、地域住民等によるホタル保護活動や草刈り・清掃活動等を支援していく。

◆八家川の動植物の生息環境の確保

市街化区域を流れる八家川については、今後も貴重な水辺空間として動植物の生息環境の確保に努めていく。また、地域住民による草刈り・清掃活動等を支援し、快適性・安全性の確保に努めていく。

◆農業用施設の整備等による生産機能の確保

地域内の老朽ため池をはじめ、機能が低下した井堰や農業用排水施設等においては、改修工事等による生産機能等の確保を図っていく。また、工事の実施にあたっては、自然環境への影響を極力回避するため、事業による影響の軽減のための工法検討を行う。

◆農業用施設の適切な維持・保全と災害防止

多面的機能支払交付金等を推進し、水路やため池の適正な管理活動と補修等による施設の長寿命化を促進していく。また、局地的な集中豪雨・大雨により、水路から水が溢れる等の懸念があることから、緊急性の高い箇所からその改善に努めていく。

◆ため池の動植物等の生息環境の確保

地域内のため池では、アオコの発生やブラックバス等の外来生物の繁殖がみられることから、農閑期におけるかいぼり実施の促進により、アオコの制御や外来生物の駆除を図っていくなどの対策に努め、生物の多様性を確保していく。

②姫路東部地域の農地エリアの環境配慮事項

◆優良農地の保全による生産機能の確保

農業の有する多面的機能を発揮するため、計画的な農業基盤整備を推進し、優良農地の保全に努めていく。

四郷、谷外、山田地区においては、耕作が行われていない農地の草刈り等の維持管理が問題となっていることから、農地中間管理機構の活用を促進するなど、耕作放棄地の解消と発生防止に努めていく。

◆鳥獣害防止対策の推進

四郷を除く地区については、イノシシ、シカ、アライグマ、カラス等の鳥獣被害が深刻であることから、野生動物侵入防止柵の設置や有害鳥獣の捕獲等による鳥獣害防止対策に努めていく。

◆播但道沿線等の田園景観の保全・創出

播但道沿線等のまとまった優良農地については、健全な農業生産活動の維持と秩序ある土地利用を図るとともに、四季の移り変わりを感じることができる美しい田園景観の創出に努めていく。

◆市民農園「仁色ふるさと農園」を活用した農業体験の場の確保

市民農園「仁色ふるさと農園」の既存施設を活用し、農業体験や学習機会の場の確保に努めていく。

◆農業体験と食育の場の推進

四郷地区では、地区内の4学校園合同による田植え体験が継続して行われるなど、学校と連携した農業体験が実施されている。今後もこのような地域のコミュニティ形成や子どもの農業体験の場、食育の場としての農地の活用に努めていく。

③姫路東部地域の里山エリアの環境配慮事項

◆藤ノ木山自然公園をはじめとする自然体験の場の確保

藤ノ木山一帯については、既に里山整備等により自然とふれあう場が創出されている。他地区においてもハイキングコース等が整備されているが、適切な管理がされておらず利用できない場所もあることから、これら既存施設を有効に活用した自然体験の場の確保に努めていく。

◆姫路市埋蔵文化財センター一周辺の地域の歴史にふれる場の創出

姫路市埋蔵文化財センターを核として、歴史散策コースの充実を図るほか、周辺の散策路を維持し、自然と歴史を楽しむことができる場の創出に努めていく。

◆里山の育成林整備の推進による野生鳥獣との共存

鳥獣被害が深刻な地区における里山を対象に育成林整備を推進し、バッファークゾーン
の整備や生息地となる広葉樹林の整備、公益的機能が低下した広葉樹林の再生を行
い、人と野生鳥獣との共存を図っていく。

④姫路東部地域の集落エリアの環境配慮事項

◆暮らしの快適性・安全性の確保

快適かつ安全な生活環境基盤を創出していくため、集落内道路における溝蓋の設置
等といった地区の要望に応じた生活環境整備に努めていく。整備にあたっては、周辺
の自然環境との調和や地域の特性に配慮した工法や整備手法を検討する。

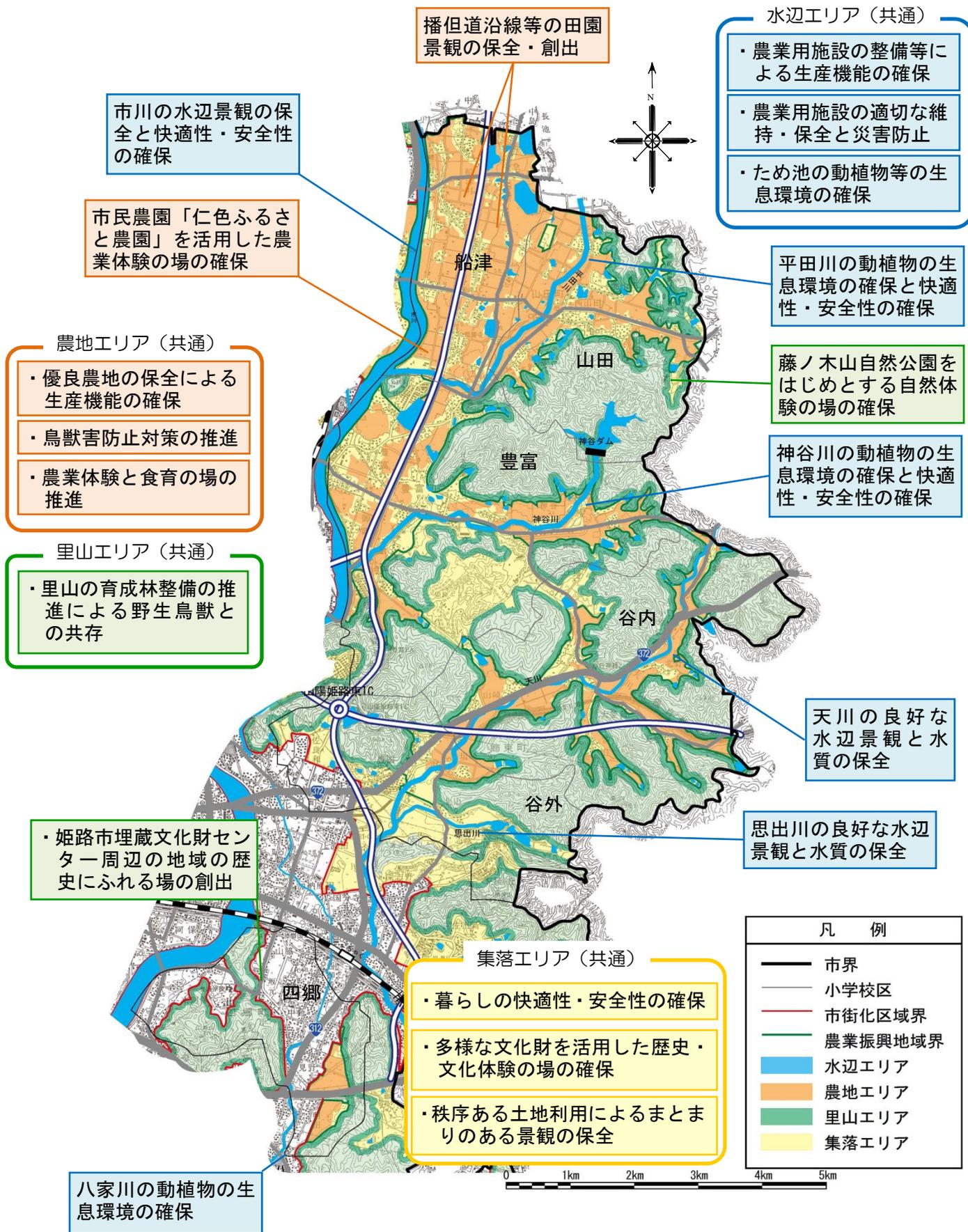
◆多様な文化財を活用した歴史・文化体験の場の確保

古墳が多い四郷地区では、古墳を巡るハイキングイベント「姫路古墳ロード歩こう
会」を毎年開催するなど、歴史資源を活かしたまちづくりが行われている。このよう
に本地域は、古社、古寺、遺跡、古墳等の多様な文化財が残っていることから、これ
らを活かした歴史・文化体験の場の確保に努めていく。

また、生野街道は銀の馬車道として沿道及びその周辺に多くの歴史文化財があるこ
とから、中播磨県民センターが推進する「銀の馬車道プロジェクト」との連携により
魅力の発信と賑わいづくりに努めていく。

◆秩序ある土地利用によるまとまりのある景観の保全

農地と住宅地等の調和のとれた秩序ある土地利用に努め、緑豊かな集落の形成を図
っていく。また、長期間放置されている空き家もあることから、集落景観の阻害のほ
か、倒壊等の危険が無いよう改善を促していく。



(2) 姫路西部地域

本地域は、南北に連なる丘陵でいくつかに分かれ、菅生川、大津茂川、林田川等のそれぞれの流域に田園が広がり集落が形成されている。南部の余部及び旭陽地区は、市街化が進み市街化区域に囲まれた農地が残っている。

書写山や朝日山等の豊かな自然環境に加え、林田地区をはじめとした歴史的なまちなみが残っている。

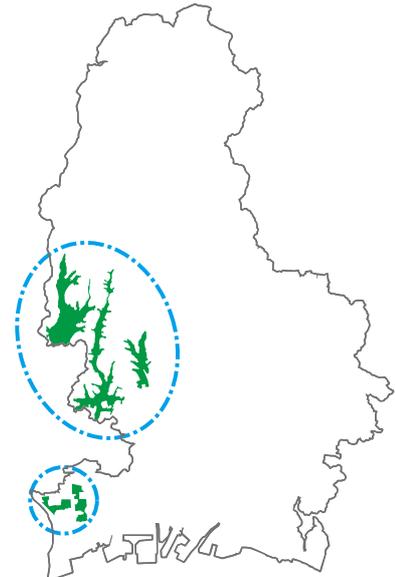


図. 姫路西部地域



写真. 大津茂川と農地



写真. 南部の市街化に囲まれた農地

【姫路西部地域の環境保全の基本方針】

豊かな自然と歴史に包まれた田園文化のまち

書写山や桜山貯水池をはじめとする豊かな自然環境と菅生川・大津茂川・林田川流域に広がる田園地域の保全、地域に点在する歴史文化遺産の保全・活用に努めていく。

①姫路西部地域の水辺エリアの環境配慮事項

◆林田川や大津茂川、菅生川、揖保川の水辺景観の保全と動植物の生息環境の確保

美しい桜並木や菜の花など、本地域の代表的な景観を有した主要河川については、適正な維持管理等により良好な水辺景観の保全に努めていく。また、大津茂川や菅生川では個体数が減っていたホタルが増えていることから、ホタルをはじめとした動植物の生息環境の保全に努めていく。

◆大津茂川及び菅生川の快適性・安全性の確保と親水空間の確保

大津茂川と菅生川では、土砂の堆積によるアシやイグサの繁茂のほか、支障木がみられることから、これらの改善を推進し、快適性・安全性の確保に努めていく。また、子供や地域の人々が安心して水辺に親しめる場の確保に努めていく。

◆ため池の動植物等の生息環境の確保

地域内のため池においては、アイオオアカウキクサの発生やブラックバス、ブルーギル等の外来生物の繁殖がみられることから、アゾラの除去活動やかいぼりを通じた外来生物の駆除などの対策に努め、生物の多様性を確保していく。

◆農業用施設の整備等による生産機能の確保

地域内の老朽ため池をはじめ、機能が低下した井堰や農業用排水施設等においては、改修工事等による生産機能の確保を図っていく。また、工事の実施にあたっては、自然環境への影響を極力回避するため、事業による影響の軽減のための工法検討を行う。

◆農業用施設の適切な維持・保全

多面的機能支払交付金等を推進し、水路やため池の適正な管理活動と補修等による施設の長寿命化を促進していく。

②姫路西部地域の農地エリアの環境配慮事項

◆優良農地の保全による生産機能の確保

農業の有する多面的機能を発揮するため、計画的な農業基盤整備を推進し、優良農地の保全に努めていく。林田、太市地区のほか、峰相の未整備農地においては、耕作放棄地の増加が懸念されており、これら農地における草刈り等の維持管理が問題となっていることから、農地中間管理機構の活用や景観作物の導入を促進するなど、耕作放棄地の解消と発生防止に努めていく。

◆鳥獣害防止対策の推進

イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア、モグラ、ジャンボタニシ等といった多様な鳥獣被害があり、伊勢地区では、イノシシの臭いが米に付着し、品質が下がるといった問題も抱えている。このため、野生動物侵入防止柵の設置や有害鳥獣の捕獲等による鳥獣害防止対策に努めていく。

◆景観作物等による田園景観の保全・創出

林田や太市、旭陽地区ではコスモスや菜の花、彼岸花等の景観作物の栽培に取り組んでおり、このような活動の継続を支援し、四季の変化を感じる美しい田園景観の保全・創出に努めていく。

◆農業体験と食育の場の推進

太市や峰相、伊勢、旭陽地区などでは、小学校や保育所園児等を対象とした農業体験が行われており、今後もこのような取組を支援し、地域のコミュニティ形成や子どもへの農業体験の場、食育の場としての農地の活用に努めていく。また、これらの場を通じ、非農家の農業に対する理解促進につなげる。

③姫路西部地域の里山エリアの環境配慮事項

◆太市地区における竹林整備等を通じた里山の適正な維持管理

県内随一のタケノコの特産地である太市地区では、たけのこ祭りのほか、竹林の再生に向けた整備等を行っていることから、今後も住民による里山保全活動等の促進とその支援に努めていく。

◆書写山、峰相山等の自然体験の場の確保

紅葉が美しく、地域の身近な里山については、散策道の整備など自然体験の場の確保に努めていく。また、峰相地区から書写山への登山道である刀出参道は駐車場が完備されており、参道の景観も魅力があることから、積極的なPRを行うなど、利用促進に努めていく。

◆朝日山・京見山・壇特山の歴史・文化体験の場の確保

本地域の南部にある朝日山・京見山・壇特山には広く文化財等が分布していることから、歴史的資源を活用し、地域の歴史にふれる場の創出に努めていく。

◆姫路市伊勢自然の里におけるビオトープの保全・創出

姫路市伊勢自然の里での地元住民やボランティア等参加による維持管理・運営活動により、貴重な自然環境の保全・充実に努めていく。

◆里山の育成林整備の推進による野生鳥獣との共存

鳥獣被害が深刻な地区における森林を対象に、育成林整備を推進し、バッファゾーンの整備や生息地となる広葉樹林の整備、公益的機能が低下した広葉樹林の再生を行い、人と野生鳥獣との共存を図っていく。

④姫路西部地域の集落エリアの環境配慮事項

◆暮らしの快適性・安全性の確保

快適かつ安全な生活環境基盤を創出していくため、消防自動車などの緊急車両が通行できない道路の改善や県道等に生い茂る雑草の改善など、地区の要望に応じた生活環境整備に努めていく。整備にあたっては、周辺の自然環境との調和や地域の特性に配慮した工法や整備手法を検討する。

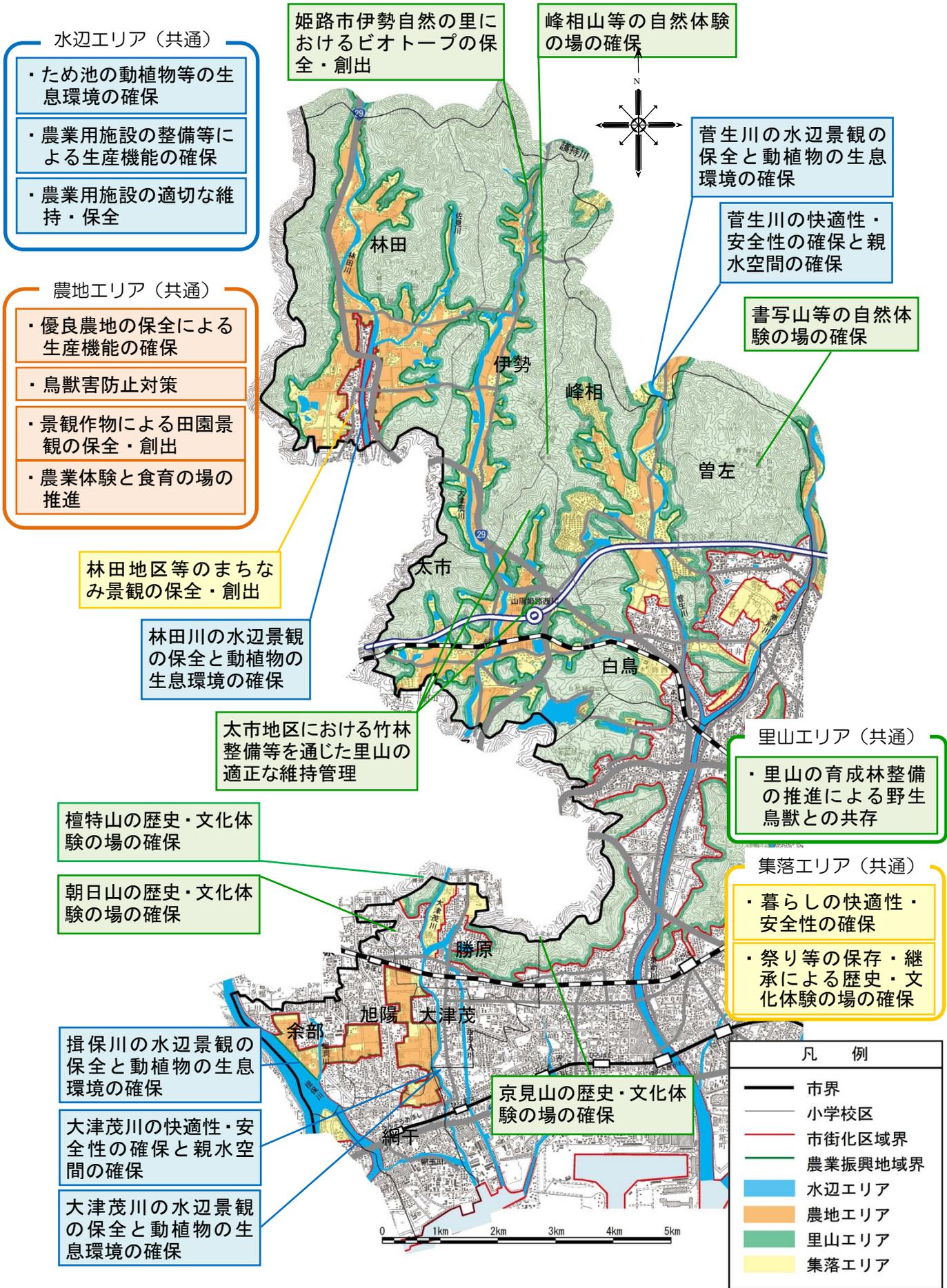
また、長期間放置されている空き家もあることから、倒壊等の危険が無いよう改善を促していく。

◆林田地区等のまちなみ景観の保全・創出

林田地区をはじめ歴史的なまちなみを残す区域については、修景整備等を推進し、特色あるまちなみ景観の保全・創出に努めていく。

◆祭り等の保存・継承等による歴史・文化体験の場の確保

魚吹八幡神社の秋季例祭に代表される祭りの盛んな地域であることから、これら祭りの風景等の地域の歴史を楽しむ場の創出に努める。



水辺エリア（共通）

- ・ため池の動植物等の生息環境の確保
- ・農業用施設の整備等による生産機能の確保
- ・農業用施設の適切な維持・保全

農地エリア（共通）

- ・優良農地の保全による生産機能の確保
- ・鳥獣害防止対策
- ・景観作物による田園景観の保全・創出
- ・農業体験と食育の場の推進

林田地区等のまちなみ景観の保全・創出

林田川の水辺景観の保全と動植物の生息環境の確保

太市地区における竹林整備等を通じた里山の適正な維持管理

檀特山の歴史・文化体験の場の確保

朝日山の歴史・文化体験の場の確保

揖保川の水辺景観の保全と動植物の生息環境の確保

大津茂川の快適性・安全性の確保と親水空間の確保

大津茂川の水辺景観の保全と動植物の生息環境の確保

姫路市伊勢自然の里におけるビオトープの保全・創出

峰相山等の自然体験の場の確保

菅生川の水辺景観の保全と動植物の生息環境の確保

菅生川の快適性・安全性の確保と親水空間の確保

書写山等の自然体験の場の確保

里山エリア（共通）

- ・里山の育成林整備の推進による野生鳥獣との共存

集落エリア（共通）

- ・暮らしの快適性・安全性の確保
- ・祭り等の保存・継承による歴史・文化体験の場の確保

凡 例	
—	市界
—	小学校区
—	市街化区域界
—	農業振興地域界
■	水辺エリア
■	農地エリア
■	里山エリア
■	集落エリア

(3) 夢前地域

本地域は、清流夢前川と菅生川沿いに農地が広がり、天然記念物である雪彦山をはじめとした山林が地域の大半を占める緑豊かな地域である。南部は、宅地開発が進み、播磨臨海工業地域のベッドタウンとしての特徴を有している。

また、国の重要文化財指定を受けている弥勒寺、置塩城跡、賀野神社、佐野邸などの多様な歴史的文化遺産も多くあり、独自の歴史と文化的景観を有している。

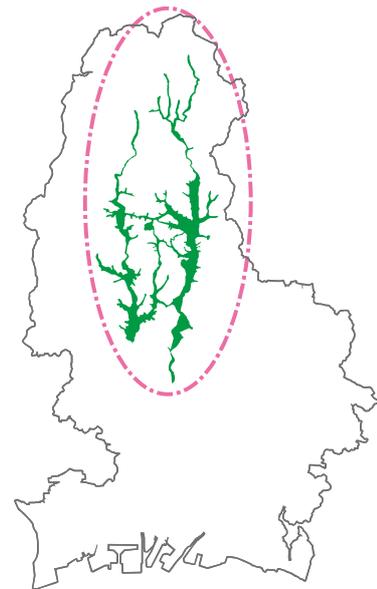


図. 夢前地域



写真. 弥勒寺



写真. 夢前川と農地

【夢前地域の環境保全の基本方針】

豊かな自然を活かす ふれあいと交流のまち

清流夢前川と菅生川や雪彦山をはじめ、良好な田園環境の保全に努め、観光・交流に豊かな自然を活用するなど、魅力ある環境の創出に努めていく。

①夢前地域の水辺エリアの環境配慮事項

◆夢前川及び支流の水辺景観の保全と動植物の生息環境の確保

夢前川は、新庄のソメイヨシノをはじめ、多くの桜並木があり、春になると多くの花見客が訪れる良好な景観を有している。また、地域全域で夢前川の清掃活動が積極的に行われており、地域のシンボルとして大切に守られている。しかし、夏場の観光客のゴミのポイ捨てのほか、集中豪雨・大雨後にゴミが堆積するなどの問題があることから、これらの改善を推進していく。

また、夢前川及び支流の明神川や菅生川では、ホタルやオオサンショウウオが生息していることから、このような動植物の生息環境の保全に努めていく。

◆山之内地区における水辺を活かした親水空間の確保

北部の山之内地区では、鮎狩り場やオートキャンプ場が多数あり、夏場になれば、レジャーに訪れる観光客で賑わっている。今後も水辺を観光資源として魅力を高め、さらなる観光促進と都市と農村の交流の場づくりに努めていく。

◆東荒木七曲り用水の保全・活用による歴史・文化体験の場の確保

菅生地区の七曲りの道に沿って造られた用水路については、歴史・文化資源として適切な保全を図り、歴史・文化体験の場としての活用にも努めていく。

◆農業用施設の整備による生産機能等の確保

地域内の老朽ため池をはじめ、機能が低下した井堰や農業用排水施設等においては、改修工事等による生産機能等の確保を図っていく。また、工事の実施にあたっては、自然環境への影響を極力回避するため、事業による影響の軽減のための工法検討を行う。

◆農業用施設の適切な維持・保全と災害防止

多面的機能支払交付金等を推進し、水路やため池の適正な管理活動と補修等による施設の長寿命化を促進する。特にため池については、管理者の高齢化に伴い、管理労力が低下していることから、地域ぐるみの保全活動を促進していく。

また、局地的な集中豪雨・大雨により、水路から水が溢れる等の懸念があることから、緊急性が高いところから改善に努めていく。

◆ため池の動植物等の生息環境の確保

地域内のため池においては外来生物の繁殖がみられることから、外来生物の駆除対策として、かいぼりの推進などの取組みを進めるとともに、生物の多様性を確保していく。

②夢前地域の農地エリアの環境配慮事項

◆優良農地の保全と耕作放棄地の活用による生産機能の確保

農業の有する多面的機能を発揮するため、計画的な農業基盤整備を推進し、優良農地の保全に努めていく。山之内地区では、耕作放棄地を活用し、地域住民と企業の連携によるハーブ栽培を行うなど、新たな特産品づくりが始まっている。また、地域農業を支える認定農業者をはじめ、営農組織の尽力により耕作放棄地の発生を防いでいる地区もある。今後もこのような耕作放棄地の活用と発生防止に向けた活動の支援に努めていく。

◆菜の花栽培による美しい田園景観の保全・創出

本地域は、夢前町地域づくり推進委員会をはじめ、地域住民によって沿道や公共施設へ花や苗木の植栽等の緑化活動を長年取り組んでおり、地域の美しい景観形成に尽力されている。特に置塩や古知地区等では、世界遺産姫路城マラソンの開催にあわせ、休耕田に菜の花を栽培し、案山子を設置するなど、魅力ある田園景観でランナーを歓迎する取組みが行われている。今後もこのような活動が継続できるよう支援に努めていく。

◆鳥獣害防止対策の推進

地域全域においてイノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア等の鳥獣被害が深刻であることから、野生動物侵入防止柵の設置や有害鳥獣の捕獲等による鳥獣害防止対策に努めていく。また、農作業においてはヤマビルによる吸血被害もあることから、ヤマビルの防除対策も検討していく。

◆夢さき夢のさと農業公園を核とした農業体験と食育の場の推進

本地域には、夢さき夢のさと農業公園、農産物や加工品の直売所「夢街道 farm67」があるほか、筋野地区ではどろんこ祭りが行われている。今後もこのような施設や催しを都市と農村の交流促進や農業体験、食育の場としての積極的な活用を図っていく。

また、地域を縦断する県道 67 号を「夢街道」と位置づけ、食育体験ができる施設の充実や豊かな自然とふれあえる場づくりに努めていく。

③夢前地域の里山エリアの環境配慮事項

◆雪彦山や菅生ダムにおける自然体験の場の確保

雪彦山は多くの登山客が訪れるほか、ロッククライミングの聖地となっている。また、紅葉が綺麗な菅生ダムは憩い場として整備されており、これらを活用した自然体験の場の確保に努めていく。

◆県立ゆめさきの森公園を拠点とした里山保全活動の推進

県立ゆめさきの森公園では、ボランティアスタッフによる里山保全活動が行われており、今後も、里山保全活動を推進していくとともに、自然体験の場としての利用促進を図っていく。

◆里山の育成林整備の推進による野生鳥獣との共存

鳥獣被害が深刻な地区における森林を対象に、育成林整備を推進し、バッファゾーンの整備や生息地となる広葉樹林の整備、公益的機能が低下した広葉樹林の再生を行い、人と野生鳥獣との共存を図っていく。

④夢前地域の集落エリアの環境配慮事項

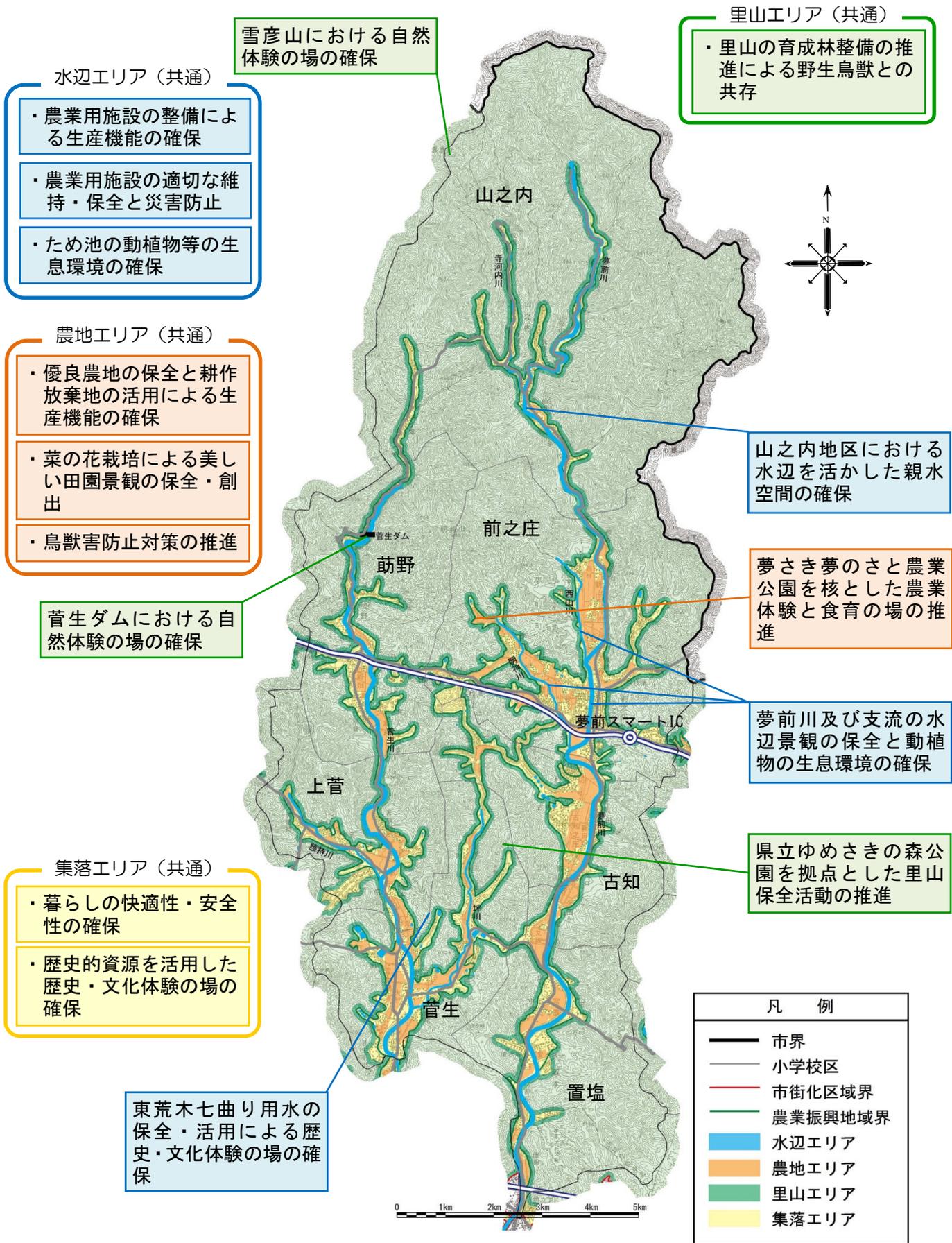
◆暮らしの快適性・安全性の確保

快適かつ安全な生活環境基盤を創出していくため、歩道の無い道路の改善や公共交通空白地の解消など、地区の要望に応じた暮らしの快適性・安全性の確保に努めていく。整備にあたっては、周辺の自然環境との調和や地域の特性に配慮した工法や整備手法を検討する。

また、長期間放置されている空き家もあることから、倒壊等の危険が無いよう改善を促していく。

◆歴史的資源を活用した歴史・文化体験の場の確保

国の重要文化財指定を受けている弥勒寺をはじめ、置塩城や佐野邸、三枝草や新庄、護持の獅子舞など、地域に散在する文化財や伝統芸能等を保存・継承し、優れた歴史的風土の保全を図っていく。また、歴史・文化体験の場として活用にも努めていく。



里山エリア（共通）

- ・里山の育成林整備の推進による野生鳥獣との共存

水辺エリア（共通）

- ・農業用施設の整備による生産機能の確保
- ・農業用施設の適切な維持・保全と災害防止
- ・ため池の動植物等の生息環境の確保

雪彦山における自然体験の場の確保

農地エリア（共通）

- ・優良農地の保全と耕作放棄地の活用による生産機能の確保
- ・菜の花栽培による美しい田園景観の保全・創出
- ・鳥獣害防止対策の推進

山之内地区における水辺を活かした親水空間の確保

菅生ダムにおける自然体験の場の確保

夢さき夢のさと農業公園を核とした農業体験と食育の場の推進

夢前川及び支流の水辺景観の保全と動植物の生息環境の確保

集落エリア（共通）

- ・暮らしの快適性・安全性の確保
- ・歴史的資源を活用した歴史・文化体験の場の確保

県立ゆめさきの森公園を拠点とした里山保全活動の推進

東荒木七曲り用水の保全・活用による歴史・文化体験の場の確保

凡 例	
—	市界
—	小学校区
—	市街化区域界
—	農業振興地域界
■	水辺エリア
■	農地エリア
■	里山エリア
■	集落エリア

(4) 香寺地域

本地域は、東部に市川が貫流する丘陵・田園地域であり、市川に並行してJR播但線と国道312号が通っている。播磨工業地帯の后背地としての宅地化が進み、食品関係等の事業所が立地するなど、農村地域から様相が変わりつつある。

歴史的に古くからひらけた本地域には、由緒ある寺院、神社、史跡が散在している。



図. 香寺地域



写真. 市川



写真. 香寺地域の農地

【香寺地域の環境保全の基本方針】

文化が香る ゆとりと潤いのある田園居住のまち

西播丘陵が広がる丘陵・田園地域として、優良農地の保全を図り、周囲の緑と調和したゆとりと潤いのある集落の形成に努めていく。

①香寺地域の水辺エリアの環境配慮事項

◆市川の水辺景観の保全と快適性・安全性の確保

豊かな自然が残っている市川は、その良好な生態系と水辺景観を保全していく必要がある。一部、土砂の堆積や雑木、雑草の繁茂、ゴミの投棄等がみられることから、これらの除去を推進し、水辺景観の保全・創出、治水機能の改善による快適性・安全性の確保等に努めていく。

◆恒屋川・矢田部川・須加院川の動植物の生息環境の確保

市川支流である恒屋川・矢田部川・須加院川については、ホタルをはじめとした動植物の生息環境の保全に努めていく。須加院川では、「須加院の会」により、近辺のゴミ拾いや草刈り、花の植栽、小学校と協働によるホタルの幼虫の放流など、積極的な保全活動が行われていることから、このような住民活動の支援に努めていく。

◆ため池の動植物等の生息環境の確保

地域内のため池においてはブラックバス等の外来生物の繁殖がみられることから、外来生物の駆除対策として、かいぼりの推進などの取組みを進めるとともに、生物の多様性を確保していく。

また、香呂地区では、毎年、小学校4年生を対象としたため池教室を実施しており、かいぼりを通じてため池にふれあい、学ぶ場づくりが行われていることから、このような取組みが継続して行われるよう支援に努めていく。

◆農業用施設の整備による生産機能等の確保

地域内の老朽ため池をはじめ、機能が低下した井堰や農業用排水施設等においては、改修工事等による生産機能等の確保を図っていく。また、工事の実施にあたっては、自然環境への影響を極力回避するため、事業による影響の軽減のための工法検討を行う。

◆農業用施設の適切な維持・保全と災害防止

多面的機能支払交付金等を推進し、水路やため池の適正な管理活動と補修等による施設の長寿命化を促進していく。

②香寺地域の農地エリアの環境配慮事項

◆優良農地の保全による生産機能の確保

農業の有する多面的機能を発揮するため、計画的な農業基盤整備を推進し、優良農地の保全に努めていく。また、耕作放棄地の活用と発生防止に向けた活動支援のほか、未整備農地については、自然環境と生産機能との調和に配慮しつつ、ほ場整備を進めていくなど、生産機能の確保に努めていく。

◆帰化植物の除去による生産機能の確保

セイタカアワダチソウやイグサ、ツユクサのほか、大豆を栽培するほ場においては、帰化アサガオ類やホオズキ類が発生し、被害となっていることから、これらの対策による生産機能の確保に努めていく。

◆鳥獣害防止対策の推進

イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア、タヌキ等の鳥獣被害が深刻であることから、野生動物侵入防止柵の設置や有害鳥獣の捕獲等による鳥獣害防止対策に努めていく。

◆市民農園「南恒屋ふれあい農園」を活用した農業体験の場の確保

市民農園「南恒屋ふれあい農園」の既存施設を活用し、農業体験や学習機会の場の確保に努めていく。また、南恒屋ふれあい農園では、秋に収穫祭とコスモスマつりが開催されており、このような継続的な都市と農村の交流の場づくりの支援に努めていく。

◆農業体験と食育の場の推進

本地域では、小学校等と連携による農業体験が継続して行われている。今後もこのような地域のコミュニティ形成や子どもの農業体験の場、食育の場としての農地の活用に努めていく。

③香寺地域の里山エリアの環境配慮事項

◆農村公園荒木の郷、竹取の郷における自然体験の場の確保

本地域には農村公園荒木の郷、竹取の郷の農村公園が整備されており、自然観察や野鳥観察など、これら既存施設の利用促進に努めていく。

◆恒屋城跡・八徳山八葉寺の森等の保全による歴史・文化体験の場の確保

恒屋城跡の史跡や八徳山八葉寺のコジイ林などの保全を図り、地域の歴史にふれる場の創出に努める。

◆里山の育成林整備の推進による野生鳥獣との共存

鳥獣被害が深刻な地区における森林を対象に、育成林整備を推進し、バッファゾーンの整備や生息地となる広葉樹林の整備、公益的機能が低下した広葉樹林の再生を行い、人と野生鳥獣との共存を図っていく。

④香寺地域の集落エリアの環境配慮事項

◆暮らしの快適性・安全性の確保

快適かつ安全な生活環境基盤を創出していくため、不法投棄ゴミのポイ捨て対策など、地区の要望に応じた暮らしの快適性・安全性の確保に努めていく。また、生活環境整備の実施にあたっては、周辺の自然環境との調和や地域の特性に配慮した工法や整備手法を検討する。

◆歴史的資源を活用した歴史・文化体験の場の確保

古墳や犬飼地区・土師地区に残る伝統の獅子舞、岩部の樽かきなど、地域に散在する文化財や伝統芸能等を保存・継承するとともに、歴史・文化体験の場として活用を努めていく。

◆秩序ある土地利用によるまとまりのある景観の保全

適切な土地利用の誘導を通じて緑豊かな集落の形成を図っていく。また、長期間放置されている空き家もあり、アライグマのすみかとなっている箇所も見られることから、これらの改善を促していく。

- 水辺エリア（共通）
- ・ため池の動植物等の生息環境の確保
 - ・農業用施設の整備による生産機能等の確保
 - ・農業用施設の適切な維持・保全と災害防止

- 農地エリア（共通）
- ・優良農地の保全による生産機能の確保
 - ・帰化植物の除去による生産機能の確保
 - ・鳥獣害防止対策の推進
 - ・農業体験と食育の場の推進

- 里山エリア（共通）
- ・里山の育成林整備の推進による野生鳥獣との共存

八徳山八葉寺の森等の保全による歴史・文化体験の場の確保

須加院川の動植物の生息環境の確保

- 農地エリア（共通）
- ・暮らしの快適性・安全性の確保
 - ・歴史的資源を活用した歴史・文化体験の場の確保
 - ・秩序ある土地利用によるまとまりのある景観の保全

農村公園竹取の郷における自然体験の場の確保

恒屋城跡等による歴史・文化体験の場の確保

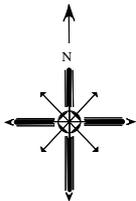
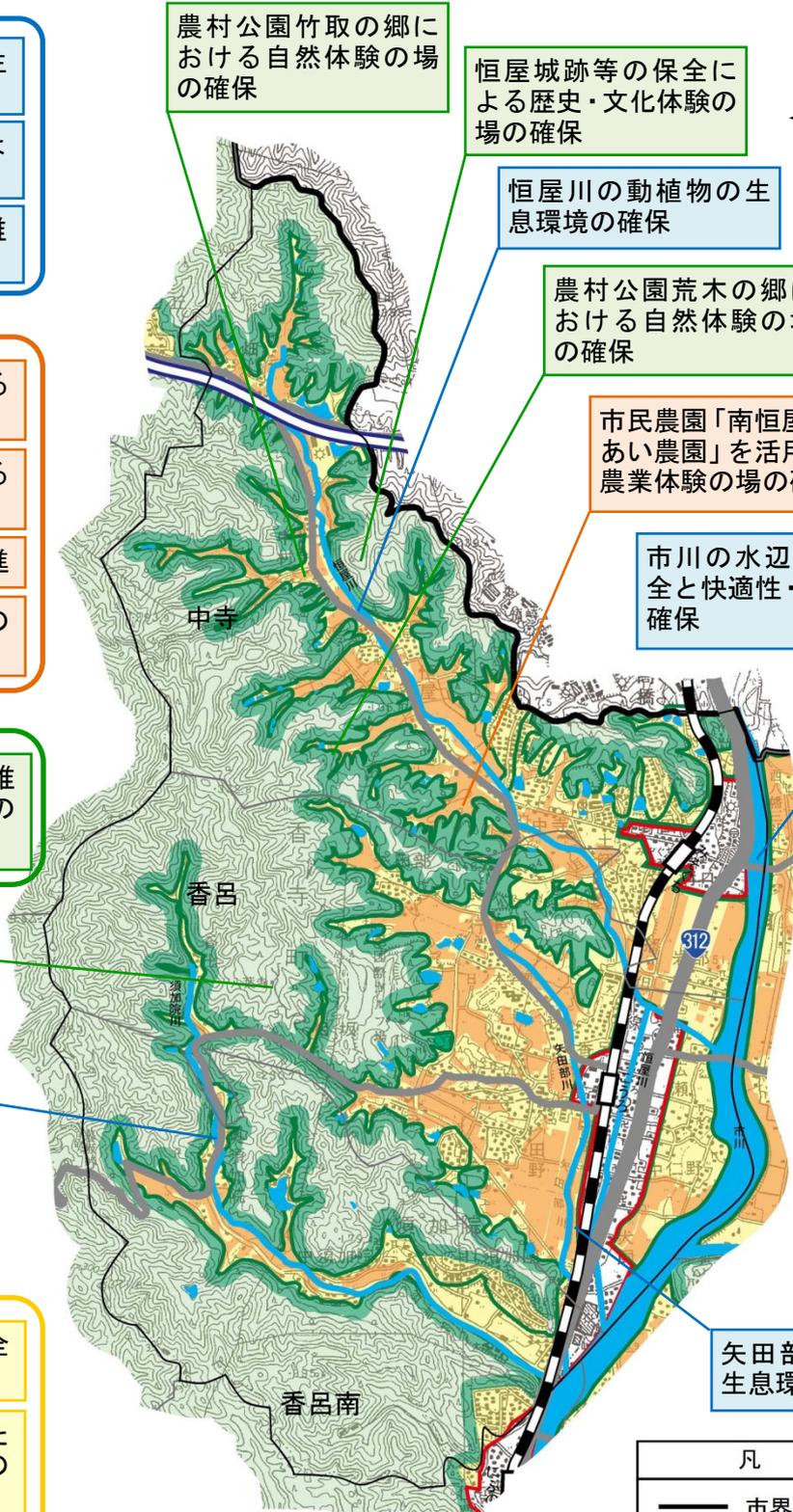
恒屋川の動植物の生息環境の確保

農村公園荒木の郷における自然体験の場の確保

市民農園「南恒屋ふれあい農園」を活用した農業体験の場の確保

市川の水辺景観の保全と快適性・安全性の確保

矢田部川の動植物の生息環境の確保



凡 例	
—	市界
—	小学校区
—	市街化区域界
—	農業振興地域界
■	水辺エリア
■	農地エリア
■	里山エリア
■	集落エリア

(5) 安富地域

本地域は、中央部を林田川が流れ、中国山地の山々が連なる森林丘陵・田園地域となっている。

地域内には重要文化財である古井家住宅をはじめ、塩野六角古墳、名勝鹿ヶ壺など、自然に恵まれた天然記念物、名所旧跡が多数ある。グリーンステーション鹿ヶ壺一带にはコテージ、キャンプ場、遊歩道等が整備され、水と緑が織りなす自然美が連なったレクリエーションゾーンが形成されている。

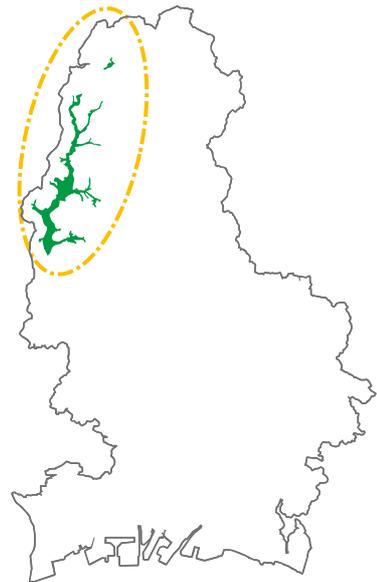


図. 安富地域



写真. 林田川沿いの農地



写真. 関地区の案山子

【安富地域の環境保全の基本方針】

ふるさとの原風景が残る癒しのまち

雪彦山や鹿ヶ壺等の水と緑と案山子が織りなすのどかな田園風景など、魅力あるふるさと景観の保全を図り、心の癒しの場として活用を図っていく。

①安富地域の水辺エリアの環境配慮事項

◆林田川の水辺景観の保全と動植物の生息環境の確保

林田川の桜並木と菜の花が織りなす美しい水辺景観の保全に努めるとともに、林田川河川区域は、ゲンジボタルの指定保護地区となっていることから、これら動植物の生息環境の保全に努め、地域住民等による保護活動を支援していく。

◆グリーンステーション鹿ヶ壺一帯の親水空間の確保

関地区を中心にひろがる一帯には、名勝「鹿ヶ壺」をはじめとする美しい滝や溪谷があり施設等も整備されていることから、これら一体の親水空間の活用に努めていく。

◆農業用施設の整備による生産機能等の確保

地域内にある機能が低下した井堰やため池、農業用排水施設等においては、改修工事等による生産機能等の確保を図っていく。また、工事の実施にあたっては、自然環境への影響を極力回避するため、事業による影響の軽減のための工法検討を行う。

◆農業用施設の適切な維持・保全と災害防止

多面的機能支払交付金等を推進し、水路やため池の適正な管理活動と補修等による施設の長寿命化を促進する。

◆ため池の動植物等の生息環境の確保

地域内では、長い間放置されているため池もみられることから、適切な維持管理を促進し、ため池の持つ生物の多様性を確保していく。

②安富地域の農地エリアの環境配慮事項

◆優良農地の保全と耕作放棄地の活用による生産機能の確保

農業の有する多面的機能を発揮するため、計画的な農業基盤整備を推進し、優良農地の保全に努めていく。農業従事者の減少と高齢化のほか、地形上の問題から耕作放棄地の増加が懸念されており、これら農地における草刈り等の維持管理が問題となっていることから、農地中間管理機構の活用や景観作物の導入を促進するなど、耕作放棄地の解消と発生防止に努めていく。

◆鳥獣害防止対策の推進

イノシシ、シカ、アライグマ、カラス、ヌートリア等の鳥獣被害があることから、野生動物侵入防止柵の設置や有害鳥獣の捕獲等による鳥獣害防止対策に努めていく。

また、農作業においてはヤマビルによる吸血被害もあることから、ヤマビルの防除対策も検討していく。

③安富地域の里山エリアの環境配慮事項

◆里山の育成林整備の推進による野生鳥獣との共存

塩野地区など、鳥獣被害が深刻な地区における森林を対象に育成林整備を推進し、バッファゾーンの整備や生息地となる広葉樹林の整備、公益的機能が低下した広葉樹林の再生を行い、人と野生鳥獣との共存を図っていく。

◆地域住民が主体となった里山の適正な維持管理

安富北の末広集落においては、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、小中学校生徒との連携のもと、地域住民が中心となり、里山での苗木の植樹活動等に取り組んでいる。今後もこのような地域住民による積極的な里山保全活動の支援に努めていく。

④安富地域の集落エリアの環境配慮事項

◆暮らしの快適性・安全性の確保

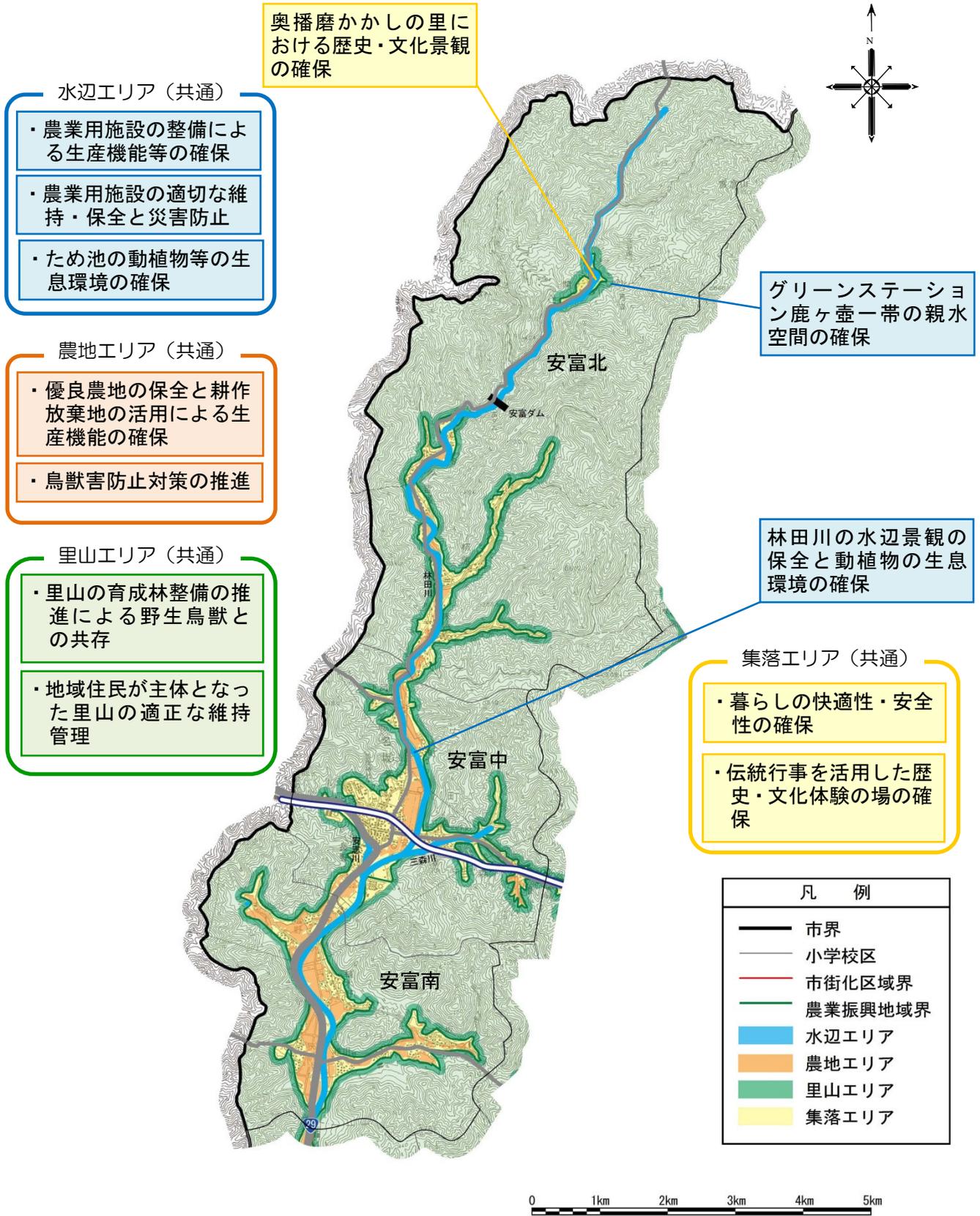
近年の集中豪雨・大雨により、住宅地の水路から水が溢れる箇所があることなどから、これらの地区の要望に応じ、快適かつ安全な生活環境基盤を創出していく。整備にあたっては、周辺の自然環境との調和や地域の特性に配慮した工法や整備手法を検討する。また、長期間放置されている空き家もあり、アライグマのすみかとなっている箇所も見られることから、これらの改善を促していく。

◆奥播磨かかしの里における歴史・文化的景観の確保

安富北の関集落では、案山子を使ったむらおこしに取り組んでおり、懐かしい情緒が残る集落のあちこちに案山子が設置され、訪れる人々に癒しを与えている。今後もこのような魅力ある景観の保全に努めていく。

◆伝統行事を活用した歴史・文化体験の場の確保

地域に散在する文化財のほか、集落単位で開催する盆踊りやとんどなどの伝統行事を保存・継承するとともに、歴史・文化体験の場として活用努めていく。



5. 計画の推進に向けて

5. 1 農村環境計画の推進体制

(1) 行政内における計画の推進体制

本計画は、今後の農村環境の保全の基本的な方向性を示したものである。しかし、姫路市の農村環境については、農業農村整備事業だけでなく他の公共事業の実施の際にも本計画に示すような「環境との調和への配慮」を実践することが望まれる。さらに、関係各課が連携・調整を図り、環境施策への財源の確保等といった実効性を高める推進体制の確立に努めることが重要である。

このため、行政内の環境施策の調整を図る会議を必要に応じて開催し、農村環境計画の進行管理を着実に進めていくこととする。

(2) 地域住民の理解・協力

本計画に基づく「環境との調和に配慮した農業農村整備事業」を推進していくためには、受益者や施設管理者はもとより、広く地域住民の理解と協力を得ることが必要となる。このためには、事業のできるだけ早い段階から関係者の参加を呼びかける必要がある。個別事業においては、関係者の合意形成を図るために必要に応じて環境配慮検討会を開催する。

農業用施設や自然環境、景観等を適切に維持・保全していくためには、地域住民が環境に関して共有の認識を持つように環境意識を高め、守り育てていく活動を定着させることが必要である。このため、環境啓発を推進するとともに、住民による環境保全活動が活発に展開されるよう、各種支援に努める。

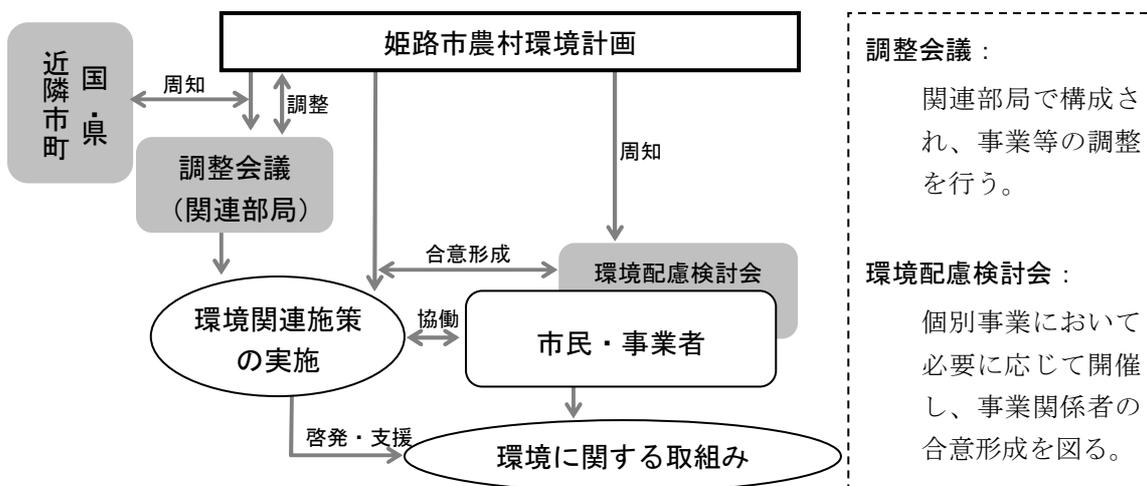


図. 農村環境計画の推進体制

(3) 担い手の確保

今日まで農村の環境は、そこに暮らす人々の生活・生産活動により維持増進され、住民の暮らしから生まれる活動そのものが地域の文化として伝えられてきた。しかし、農村地域の過疎・高齢化が進んでおり、担い手不足が問題となっている。農地や山林等の自然に囲まれた農村の環境を守り、育て、次代に継承していくため、農業従事者や地域活動に参加する人々等のそれぞれの担い手の確保・育成に努めていく。また、農業・農村の果たす役割を再評価するとともに、都市生活者の農業・農村への関心の高まりという新たな兆しを受けて、農業従事者だけでなく地域住民、市民といったより多くの人々の参画を促し、農村環境の維持・保全を図る。

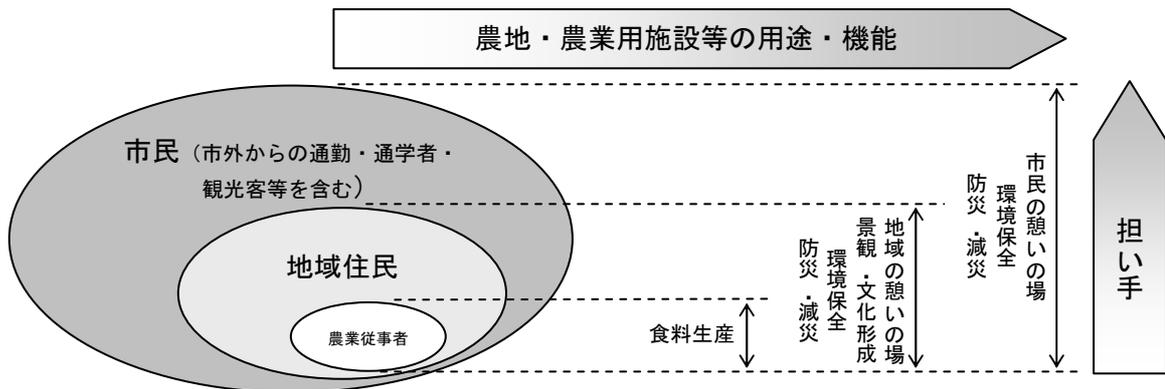


図. 農村環境の維持・保全に向けた担い手の概念

(4) 計画の周知

本計画に基づき、農村の持つ多面的機能を保全・改善していくためには、農業従事者はもとより、市民や各種団体等の理解と協力が重要となる。

このため、計画策定後においても、「広報」「パンフレット」「ホームページ」等を通じて農業・農村の持つ役割や農村環境計画の内容について広く情報発信に努めていく。また、各種会合の折に計画の説明や進捗状況の報告を行うなど計画の理解と周知を図っていく。



図. 計画の周知手法

(5) 農村環境計画の見直し

本計画は、農業情勢・社会情勢の変化等により、新たな農村環境に関する課題が生じた場合など、必要に応じて見直すものとする。

5. 2 環境との調和に配慮した農業農村整備事業の進め方

環境との調和に配慮した農業農村整備事業を進めるにあたっては、事業の調査・計画・設計等の各段階で環境配慮に対する検討を行うことが重要となる。そのため、客観性と透明性を確保しつつ、地域の意向を充分踏まえた上で、本計画に基づく環境との調和への配慮を推進する。

事業の進行段階を①姫路市農村環境計画での位置付け把握、②環境調査の実施、③環境配慮方針の検討、④設計、⑤管理運営計画の策定、⑥施行、⑦維持管理、⑧その他（必要に応じたモニタリングと事業評価の実施）に区分して、各段階での市民参画のあり方を示す。

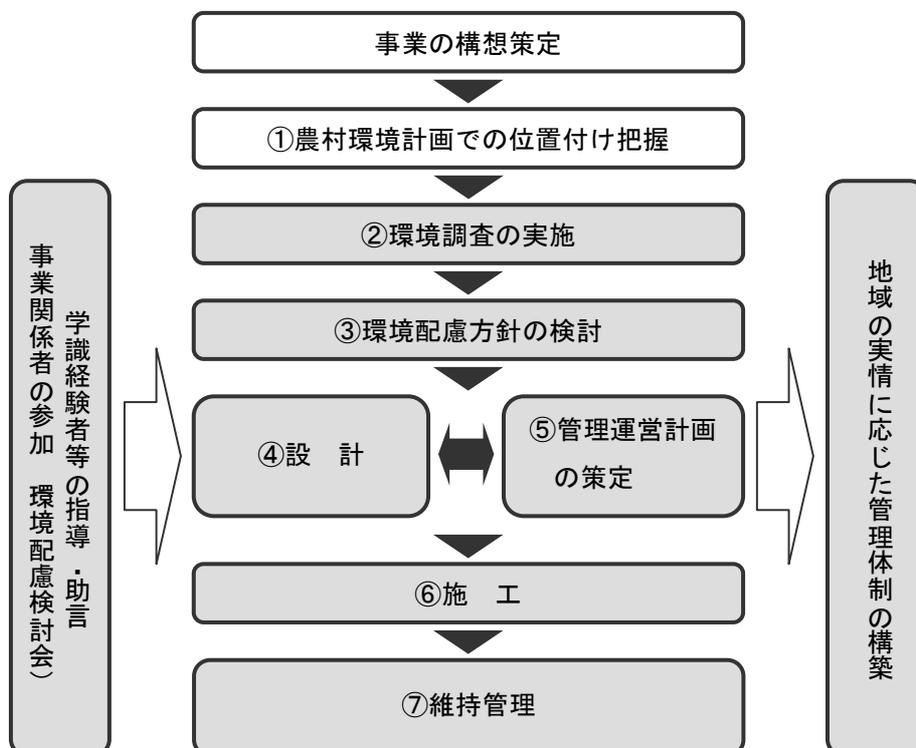


図. 今後の事業推進フロー

表. 各段階での市民等の参画のあり方

段 階	関係組織等	内 容	参加の場
○事業の構想策定	姫路市農林整備課 自治会・農区等	市の予算編成と調整をとりつつ、実施すべき事業の構想を立案する。	
①農村環境計画での位置付け把握	姫路市農林整備課 受益者等	本計画で整理されている事業区域の環境の現況や環境配慮事項を把握する。受益者とともに事業対象区域の利活用の可能性を検討し、その上で事業関係者を明らかにする（この後は、事業関係者を対象に参加を呼びかける）。	
②環境調査の実施	姫路市農林整備課 環境団体・専門家 受益者・地域住民 等	地域の環境を把握する上で有効となる情報について、文献調査、聞き取り調査及び現地調査により収集・整理する。	環境調査イベントの開催（自然観察会） 現地確認・ヒアリングの開催
③環境配慮方針の検討	姫路市農林整備課 受益者・地域住民 環境団体・専門家 等	地域が目指す将来の地域環境の姿を明確にするため、環境保全目標や保全対象生物を設定する。 環境保全目標の設定にあたっては、本計画での位置付けやアンケート調査・ワークショップ等の地域住民の意向を尊重して設定する。	アンケート調査の実施 環境配慮検討会の開催
④設 計	姫路市農林整備課 設計業者 環境団体・専門家 受益者・地域住民 等	設計にあたっては、専門家等の指導・助言を仰ぐなど、自然環境からの観点から、環境配慮工法を検討する。 また、ワークショップ等により、地域住民の合意形成を図りつつ、進めるものとし、自然環境からの観点に加えて、営農等の関わり、維持管理の実現性等を総合的に検討する。	地元説明会 環境配慮検討会の開催 受益者・管理者との協議 事業計画の公表（庁舎内・広報誌・ホームページ等）
⑤管理運営計画の策定	姫路市農林整備課 環境団体・専門家 受益者・地域住民 等	維持管理は、施設機能の持続的な発揮が図られるとともに、生物の生息・生育環境や良好な景観が保全されるように行う必要がある。そのため、できるだけ早い段階から事業関係者との間で環境配慮対策に関する十分な合意を図る。 また、施設所有者・施設管理者・管理協力者等の管理体制、管理手法、費用負担の方針等を示した維持管理計画を検討する。特に、地域住民とともに管理を行う場合は、利用・管理規定等の作成を検討する。	地元説明会 環境配慮検討会の開催 維持管理への参加者公募（ボランティア、オーナー制度、アダプト制度、指定管理制度等）

表. 各段階での市民等の参画のあり方

段 階	関係組織等	内 容	参加の場
⑥施 工	姫路市農林整備課 施工業者 環境団体・専門家 受益者・地域住民 等	<p>生物の生息・生育環境に配慮した施工にあたっては、保全対象種等の生息環境をよく理解し、繁殖期の作業は避けるなど、施工時期の工夫や生態系に配慮した段階的な施工を推進する。</p> <p>施工業者に対しては、環境配慮対策の周知と意識の徹底を進め、仮設ヤードや工事用道路等の仮設施設に対しても同様に、十分な配慮に努める。</p> <p>施工時においては、工事の全てまたは一部をグラウンドワークにより行うことで、事業対象施設への愛着を育む取組みも検討していく。</p>	<p>工事現場見学会 グラウンドワーク (植栽・植樹等簡易な部分における直営施工、動植物の引越作戦、施工後の生き物の保護等)</p>
⑦維持管理	受益者・地域住民 環境団体・専門家 等	<p>維持管理計画に基づき、施設機能の持続的な発揮と環境保全のために、適正な維持管理活動を行う。</p> <p>管理主体については、施設の利用形態にもよるが、直接受益者以外にも地域住民の参加を促した維持管理体制づくりを事業着工前から進めていく。</p> <p>維持管理体制が軌道にのるまで、クリーンキャンペーンやアドバイザー派遣等の支援事業を展開する。</p>	<p>クリーンキャンペーン 維持管理上の注意事項説明会 施設活用イベント 環境学習会</p>
⑧その他（必要に応じたモニタリング・事業評価の実施）	姫路市農林整備課 環境団体・専門家 受益者・地域住民 等	<p>事業に伴う環境の変化や環境配慮対策の効果を確認し、問題点を改善するために、必要に応じて整備後にモニタリングを継続して実施する。そのため、工事前後の比較が出来るようモニタリング計画を策定する。</p> <p>モニタリング計画では、保全対象生物の生活史を十分考慮し、具体的な目的、対象生物、調査地点、調査方法(手法・回数)、調査期間等を定める。</p> <p>モニタリングした結果は、当該事業地区の施工、維持管理に活用すると同時に、新たな計画策定や設計にも順次活用し、より好ましい環境との調和に配慮した対策を推進する。</p>	<p>モニター調査隊の募集 モニタリング調査 環境調査会の開催 (維持管理と組み合わせ実施する)</p>

参考． 策定委員会及び地域集会の開催

表． 姫路市農村環境計画策定委員会の開催

回数	開催日	検討事項
第1回	平成27年3月4日	計画策定の趣旨・進め方、現況調査、現状及び課題の整理
第2回	平成27年7月28日	基本構想及び広域的環境配慮方針の見直し、地域別環境配慮方針等立案に向けた地域集会の開催について
第3回	平成28年1月20日	地域集会結果報告、農村環境計画（計画編素案）の審議
第4回	平成28年2月25日	農村環境計画（案）及び概要版の審議

表． 姫路市農村環境計画策定委員会委員名簿

所属団体	氏名
姫路市土地改良事業事務連絡協議会 会長	(委員長) 橋本 良春
姫路市農業委員会 会長	池内 宏行
姫路市連合自治会 会計幹事	三木 清一
姫路市連合婦人会 会長	岩田 稔恵
姫路市立手柄山温室植物園 園長	(副委員長) 松本 修二
兵庫西農業協同組合 代表理事専務	福本 博之
兵庫県姫路土地改良センター 所長	竹内 聡
姫路市農林水産部 部長	奥村 正彦
姫路市農政総務課 課長	砂山 雅昭



写真． 姫路市農村環境計画策定委員会の様子

表. 地域集会の開催

地 域	開催日	場 所	参加人数
姫路東部地域	平成 27 年 11 月 17 日	姫路東市民センター 2 階 中ホール (花田町加納原田 888 番地 1)	四郷地区 5
			谷外地区 5
			谷内地区 5
			豊富地区 5
			山田地区 3
			船津地区 5
			計 28
姫路西部地域	平成 27 年 11 月 18 日	姫路西市民センター 2 階 中ホール (飾西 728 番地 5)	太市地区 6
			林田地区 6
			伊勢地区 4
			峰相地区 4
			旭陽地区 6
			余部地区 6
			計 32
夢前地域	平成 27 年 11 月 10 日	夢前福祉センター「ぱるむ」 2 階 多目的研修室 (夢前町前之庄 2160 番地)	置塩地区 5
			古知地区 4
			前之庄地区 5
			山之内地区 4
			蒔野地区 4
			上菅地区 5
			菅生地区 5
計 32			
香寺地域	平成 27 年 11 月 11 日	香寺事務所 2 階 201・202 会議室 (香寺町中屋 14 番地 5)	香呂地区 7
			香呂南地区 5
			中寺地区 5
			計 17
安富地域	平成 27 年 11 月 27 日	ネスパル安富ホール 3 階 会議室 (安富町安志 1151 番地)	安富北地区 6
			安富中地区 5
			安富南地区 6
			計 17
5 地域			参加者計 126



写真. 地域集会の様子